



第3期高松市

文化芸術振興計画(案)

©BANAZO

第3期高松市文化芸術振興計画の策定に当たって

市長の挨拶文

令和6年4月

高松市長 大西 秀人

目 次

第1章 計画策定に当たって

1	策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	近年の高松市の文化芸術を取り巻く環境	4
6	高松市の文化芸術の現状と課題	10

第2章 計画の体系と具体的な取組

1	目指すべき都市としての姿	14
2	4つの方針と10の基本的施策	14
	方針1 はぐくむ・いかす	
	～市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する～	
	方針2 であう・ひろがる	
	～誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える～	
	方針3 つなぐ・あむ	
	～文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する～	
	方針4 つたえる・たのしむ	
	～伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する～	
3	数値目標	17
4	計画の体系	18
5	今後の取組	20

第3章 計画の推進体制

1	計画の推進と評価	36
---	----------	----

参考資料

①	高松市文化芸術振興条例	40
②	高松市文化芸術振興審議会委員名簿	45
③	高松市文化芸術振興審議会規則	46
④	高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査の概要	47
⑤	高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査結果	48

表紙

令和5年度 芸術士派遣事業（高松東幼稚園での活動）

令和5年度 史跡現地見学会（桜御門）

第5回高松国際ピアノコンクール 入賞者演奏会

高松ミュージックブルーフェス2023（サンポート高松多目的広場）

第1章

計画策定に当たって



瀬戸内国際芸術祭 2022

五所純子 リサイクルショップ複製遺跡

1 策定の趣旨

高松市では、文化芸術の振興に関する基本的理念や枠組みなどを定めた「高松市文化芸術振興条例」を、平成25年12月に制定し、文化芸術が持つ普遍的価値や意義を明らかにし、社会の変化や時代の趨勢^{すうせい}に左右されることなく、将来にわたり、文化芸術の振興を推進することとしております。そして、本条例に基づき、本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成27年3月に「高松市文化芸術振興計画」を策定いたしました。その後、本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和元年度から5年度までを計画期間とする「第2期高松市文化芸術振興計画」を策定し、引き続き、「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」を目指し、様々な施策を展開してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響を始め、情報通信技術の進展等により、本市の文化行政を取り巻く状況は大きく変化しております。そのような中であっても、文化芸術の振興を着実に推進し、多くの市民が、真に文化芸術が持つ楽しさと心の豊かさを共有できるよう、令和6年度からの「第3期高松市文化芸術振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「高松市文化芸術振興条例」の第2章第9条で規定する「文化芸術振興計画」であり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、本計画は、「第7次高松市総合計画（令和6年度～令和13年度）」を上位計画とするものであり、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現を目指す本市が、基本構想の中で設定した、「魅力ある資源をいかし、都市の活力を創造するまち」を始めとする、まちづくりの目標と連動するものです。加えて、本市の創造都市を推進するための指針である「第3次創造都市推進ビジョン」（令和6年度～令和13年度）との整合性も図りながら、本市の文化芸術の振興に関する施策を推進するための方針等について定めるものとします。



瀬戸内国際芸術祭 2022

柳建太郎 ガラス漁具店

高松市文化芸術振興条例(抜粋)

第2章 文化芸術振興計画

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針

(2) 文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する高松市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

3 計画の期間

本計画の期間は、**令和6年度から令和10年度までの5年間**とします。なお、具体的な取組項目については、社会情勢や市民ニーズの変化等に応じ、適宜見直しを行うものとします。



4 計画の策定体制

「高松市文化芸術振興条例」に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術に深く携わり、それぞれの分野で広い経験を持つ15名の委員によって構成された高松市文化芸術振興審議会を設置し、本市の文化芸術施策の現状と課題、今後の方向性や可能性などについて議論いただきました。

また、市民アンケートやパブリックコメントを実施するなど、計画の策定に幅広い意見や提案を反映させることができる体制としました。

●高松市文化芸術振興審議会による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、文化芸術活動を行う団体の代表者等で組織する高松市文化芸術振興審議会において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

●アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、高松市文化芸術振興審議会での議論の資料として、高松市の文化芸術に関する実態や今後の進むべき方向性などニーズ等を把握するため、高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査を実施しました。(実施期間：令和5年5月15日～令和5年6月30日)

なお、今回のアンケート調査では、前回までの「郵送調査法」から「郵送・オンライン併用調査法」に実施方法を改めました。

●第3期高松市文化芸術振興計画(案)におけるパブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。(実施期間：令和6年1月5日～令和6年1月26日)

5 近年の高松市の文化芸術を取り巻く環境

●高松市の歩みと現状

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきました。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、高松市を文化の香り高い都市として発展させてきました。

物流が劇的に変化した瀬戸大橋開通の昭和63年、高松市美術館が市中心部の紺屋町に移転し、続いて平成4年には、図書館・菊池寛記念館・歴史資料館の複合施設サンクリスタル高松が開館しました。さらに、平成11年の中核市移行後、平成16年、高松港にグランドオープンしたサンポート高松に、市民会館を高松市文化芸術ホール（愛称：サンポートホール高松）として移転させ、市民文化の創造と交流を図る新たな文化芸術活動の拠点と位置付けました。

平成17年度には、塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、北は多島美を誇る瀬戸内海から、南は徳島県境の讃岐山脈まで、にぎわいのある都市やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となりました。これにより、塩江美術館、石の民俗資料館、香南歴史民俗郷土館、讃岐国分寺跡資料館等が本市の文化施設に加わるとともに、旧町地域に伝わる歴史・民俗等に関する文化財が、市民の貴重な財産となりました。また、平成25年には、高松国分寺ホールが本市西部地域の文化活動の拠点として誕生しました。



高松市屋島山上交流拠点施設（やしまーる）

一方、中心市街地では、「人が住み、人が集うまち」を目指して再開発の取組が始まり、平成18年に高松丸亀町壺番街が新装オープンすると、まちなかパフォーマンス事業やマルシェなどが盛んに行われます。その後も、平成27年度に市民の文化芸術活動や交流、中心市街地のにぎわい創出のため、瓦町アートステーションが、瓦町FLAG（コトデン瓦町ビル）8階に整備されるとともに、高松市美術館のリニューアルに伴い、こども^{プラス}（こどもアートスペース）を新設するなど、様々な世代等に親しまれる教育普及プログラムに取り組んでいます。また、平成28年度には、たかまつミライエがオープンし、中心施設であるこども未来館では、体験的な学習活動や子どもの探究心を高める科学やアート体験プログラムを定期的実施するなど、施設を十分に活用した内容の充実を図っています。さらに、令和4年には、史跡高松城跡（玉藻公園）に桜御門が復元され



復元された桜御門



まちなかパフォーマンス事業
(高松ミュージックブルーフェス)

るとともに、屋島山上には高松市屋島山上交流拠点施設（愛称：やしまーる）がオープンするなど、本市の文化観光の推進に資する施設が整備され、新たなにぎわいを創出しています。

また、令和4年度から5年度にかけて高松市文化芸術ホールの改修工事を行い、リニューアルオープンとなる本年度は、同ホールの開館20周年に当たることから、市民参加創造型企画提案事業（新作オペラ「扇の的」～青葉の笛編～一の谷の合戦、屋島へ）などの記念事業を行うこととしております。

そして、平成18年から4年毎に開催している高松国際ピアノコンクールは、平成27年に国際音楽コンクール世界連盟への加盟を果たし、現在では日本三大ピアノコンクールの一つとして数えられるほか、平成22年から3年毎に開催している瀬戸内国際芸術祭をきっかけに、会場となる島へのマザーポートとなった高松港は、文化芸術を通してにぎわいを取り戻すと同時に、島々を始めとする瀬戸内海では、その豊かな自然の魅力が、現代アートを紹介して再発見されています。これらを通じて、本市の文化芸術は、より開かれたものとして、国内外に向けて発信され、広域における層の厚い文化交流が始まるとともに、子どもから大人まで、市民の幅広い層に対して多様な文化芸術を享受できる環境を生み出すことができました。

このような中、記憶に新しい新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの日常生活を一変させ、文化芸術の活動等にも大きな影を落としました。このことから本市では、新型コロナの影響を受けた文化芸術に対して、その活動を取り戻し、活動者を支援するため、「たかまつ今こそ！アート事業」や『「アート・シティ高松」文化芸術創出事業』などの新規事業を展開してきましたが、今後は、ポストコロナや情報通信技術の進展等を見据えた、新たな文化芸術施策の検討が必要といえます。



「アート・シティ高松」文化芸術創出事業
制作：ANTICAL 高松



「アート・シティ高松」文化芸術創出事業
制作：一般社団法人 瀬戸内サーカスファクトリー



「アート・シティ高松」文化芸術創出事業
制作：特定非営利活動法人 アーキペラゴ

●文化芸術を取り巻く社会状況の変化

・新型コロナウイルス感染症の世界的拡大

令和2年初頭から新型コロナウイルスの世界的な規模での感染拡大が進み、同年4月には緊急事態宣言が発令され、私たちの日常生活は一変し、文化芸術活動にも大きな影を落としました。

その結果、文化芸術イベント開催の中止・延期・規模縮小等により、文化芸術団体や文化芸術を専門的に行う個人の活動の減少、地域の文化芸術活動の中止、学校を始めとした子どもの文化芸術活動の減少等、文化芸術分野は大きな影響を受け、また、文化施設は臨時休館を余儀なくされました。

このようなコロナ禍においては、オンラインを活用した新たな表現・鑑賞手法が取り入れられるなど、文化芸術体験の間接的な手法が普及する一方で、私たちは、演者と観客、観客間の一体感の共有や、展示空間に身を置くといった直接的な文化芸術体験の重要性を改めて認識させられることとなりました。

今後は、コロナ禍での経験を踏まえ、ポストコロナに向けた新しい方策を検討する必要があります。



「アート・シティ高松」文化芸術創出事業
制作：阪本麻郁

・少子高齢化による文化芸術の担い手の減少

若年層の流出による人口減少やそれに伴う高齢化は、地域の文化芸術の指導者や継承者等の文化芸術の担い手不足をもたらし、地域に根ざしていた文化芸術の衰退が懸念されております。また同時に、人口減少は、文化芸術の担い手のみならず、文化芸術を享受する鑑賞者等の減少につながることも懸念されることから、双方の視点に立った文化芸術振興の在り方を検討する必要があります。

・デジタル芸術といった新たな分野の進展

デジタル化の進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展やAI・IoT等の技術革新が、働き方や生活様式等に変化をもたらすとともに、文化芸術の活動形態やニーズにも大きな影響を与えており、表現形態の多様化、幅広い創造空間の実現につながっています。

・持続可能な開発目標（SDG s）の推進

持続可能な開発目標（SDG s）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられています。

国際的に多様性、包摂性、持続可能性をキーワードに地球規模の課題の解決に向けた動きが活発化する中、人々のウェルビーイング（心身と社会的に健康な状態であること）の向上を図るために文化芸術の役割が増大しています。

●近年における国の文化政策

・文化芸術振興基本法の改正

平成29年6月、文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」となりました。

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力のある社会の実現に貢献することを目的としています。

・文化芸術基本計画の策定

国は、「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」（第1期：平成30年度～令和4年度）を策定しております。現在の第2期基本計画では、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

中長期目標	① 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供 ② 創造的で活力ある社会の形成 ③ 心豊かで多様性のある社会の形成 ④ 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
重点取組	① ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 ② 文化資源の保存と活用の一層の促進 ③ 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 ④ 多様性を尊重した文化芸術の振興 ⑤ 文化芸術のグローバル展開の加速 ⑥ 文化芸術を通じた地方創生の推進 ⑦ デジタル技術を活用した文化芸術の推進

施策群	<ul style="list-style-type: none"> ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等 ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展 ③ 「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築 ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等） ⑤ 国土強靱化に資する文化財の防火・防災対策の推進 ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保 ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進により共生社会の実現 ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進 ⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開 ⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出 ⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実 ⑫ 地域における文化芸術拠点の整備・充実 ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出 ⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興 ⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興 ⑯ DX時代に対応した著作権制度の構築
------------	---

・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

平成30年6月に「文化芸術基本法」及び「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、障がい者の文化芸術に関する鑑賞・創造の機会の拡大や作品発表の機会の確保等、基本方針や施策などが示されています。

・「文化芸術観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行

令和2年5月に文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため「文化芸術観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行されました。

・「博物館法」の改正

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、「博物館法」が令和4年4月に改正されました。

改正により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むよう努めるものとされました。

6 高松市の文化芸術の現状と課題

第3期計画の策定に当たっては、第2期計画の検証をするとともに、社会情勢や国の動向を踏まえながら、本市の文化芸術の振興における現状と課題を整理し、第3期計画に反映します。

●第2期計画の検証

第2期計画では4項目の指標を設定しており、成果が現れている指標も一部ありますが、各指標とも目標値に達しておりません。その要因として、計画期間中の大半がコロナ禍と重なったことが考えられますが、今後は、このような社会状況の変化を的確に捉えた文化芸術活動への対応を検討する必要があります。

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
自分自身が文化芸術活動をした人の割合	17.5%	25%	17%
文化芸術を鑑賞した人の割合	49.3%	55%	51.9%
文化芸術が盛んなまちだと思ふ人の割合	49.1%	60%	48.5%
市の取組に対し満足だと思ふ人の割合	43.8%	50%	47.3%

・高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査の結果より（P48～P68 参照）

・高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査の結果（P60 参照）

○市民の文化芸術活動がもっと盛んになるために、市が行うものとして何が必要か（上位3つ）

- ・文化芸術活動に関する情報の提供・・・15.2%
- ・資金的援助による文化芸術活動の支援・・・13.1%
- ・子どもたちに対する文化芸術活動の充実・・・13.0%

○市民の文化芸術活動がもっと盛んになるために、市民や文化団体、企業などの民間が行うものとして何が必要か（上位3つ）

- ・観覧・鑑賞の機会の提供・・・21.5%
- ・文化芸術関係の催し、活動を数多く開催する・・・17.3%
- ・市民に対する文化芸術活動に関する情報の提供・・・15.0%

・文化芸術の振興に関する施策への満足度と重要度

第2期計画を策定した平成30年度では、満足度の割合は46.4%で、本市の施策60項目中の4位となっており、また、重要度は施策としての優先順位は低いものの、約6割の方が重要であると回答しております。その後、コロナ禍の令和2年度では、満足度が10%程度低下し、重要度もやや低下しましたが、最新の調査では、コロナ禍前までには回復していないものの、満足度は5位に上昇しております。しかしながら、重要度はコロナ禍で市民の皆様が求める施策の優先順位が変化したためか、低いままとなっています。

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文化芸術の振興に関する施策への満足度	46.4% (60項目中4位)	50.5% (60項目中2位)	36.1% (60項目中10位)	42.8% (60項目中5位)	40.6% (60項目中5位)
文化芸術の振興に関する施策への重要度	59.8% (60項目中41位)	63.2% (60項目中48位)	56.7% (60項目中49位)	58.2% (60項目中52位)	54.9% (60項目中51位)

・市民満足度調査（満18歳以上の市民2,500人に対して、毎年1月実施）

●課題

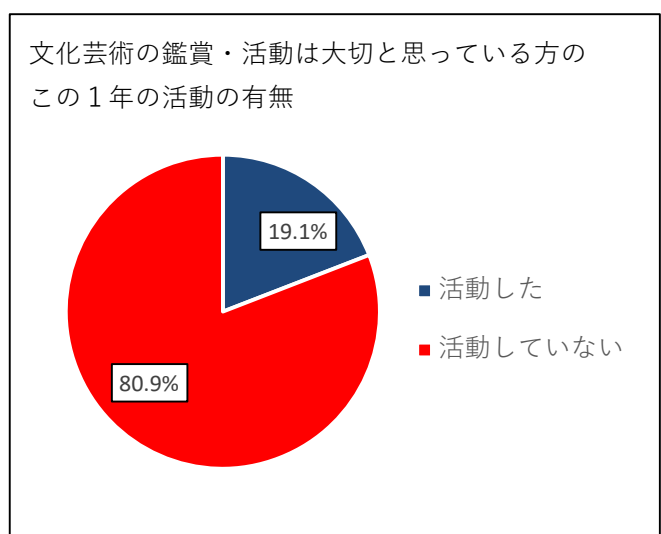
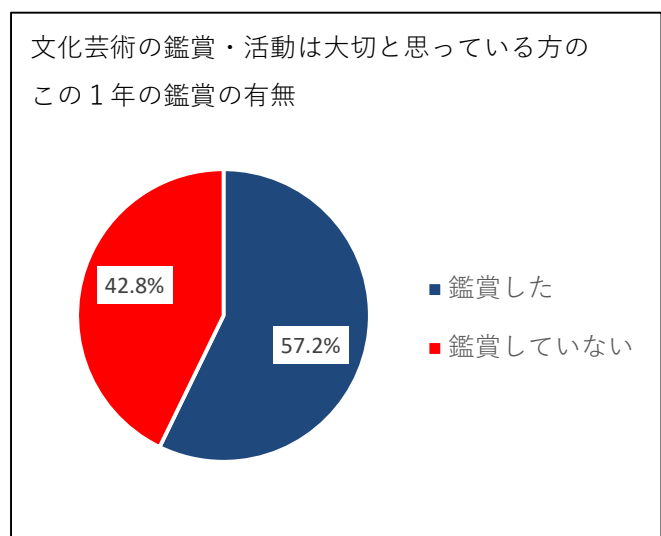
高松市の文化芸術を取り巻く環境や第2期計画の検証を通して、以下の取り組むべき課題が見えてきました。

令和2年初頭から感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、その後、約3年間にわたって文化芸術に大きな影を落としました。現在、文化芸術を取り巻く環境

は、コロナ禍前にほぼ戻りつつありますが、この約3年の爪痕は大きく、第2期計画に掲げていた4つの数値目標の内「自分自身が文化芸術活動をした人の割合」や「文化芸術が盛んなまちだと思ふ人の割合」は第2期計画策定時よりも減少し、毎年実施している市民満足度調査の結果も令和2年度を境に満足度、重要度ともに減少しています。これらの結果を受け、少しでも早くコロナ禍前の状況に回復させるための文化芸術施策を推進していく必要があります。

また、社会情勢の変化や、性別、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが文化芸術に参画し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することにより、市民のウェルビーイング（心身と社会的に健康な状態であること）の向上を図り、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に根ざした施策の推進も必要です。

今回実施した「高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査」は、コロナ禍での調査となりましたが、多くの市民が文化芸術を大切に思いながらも、鑑賞できずにいる方も少なくなく、自身が文化芸術活動をしていない市民も80.9%という結果となっております。このような結果を受け、より多くの市民に文化芸術の鑑賞や活動への参加を促す取組を進めるとともに、子育てや就職を機に文化芸術への関わりが少なくなった市民が再び参加できるような取組も必要であると考えます。また、アンケート調査では、「市民の文化芸術活動がもっと盛んになるために、市が行うものとして何が必要か」に対して、「文化芸術活動に関する情報の提供」、「資金的援助による文化芸術活動の支援」、「子どもたちに対する文化芸術活動の充実」などが挙げられており、これらの期待に応えるべく、計画を策定し、施策を実施していく必要があります。



第2章

計画の体系と具体的な取組



1 目指すべき都市としての姿

文化芸術を通して、市民が生き生きと

心豊かに暮らせるまち、高松の実現

高松市文化芸術振興条例の前文には、「文化芸術は、私たちの創造性を育むとともに、心を癒やし、かつ、豊かにし、生きる喜びや誇りを与えて将来への希望を灯すものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、人々を固定観念から解放し、相互に理解し、尊重し合う土壌を醸成することにより、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものである。さらに、文化芸術は、その源を共有するスポーツや農業、観光等の幅広い産業と密接に連携させることにより、魅力に満ち、活力のあるまちづくりの推進力となるものである。」と記載しています。

本市では、文化芸術及び人間が潜在的に持っている力を生かし、「**文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現**」を目指した取組を積極的に進めてまいります。

2 4つの方針と10の基本的施策

上記の目指すべき都市としての姿を念頭に、その実現に当たっての基本的な4つの「方針」、10の「基本的施策」を以下のとおり定めます。

方針1 はぐくむ・いかす

～市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する～

【基本的施策】「人材の育成」・「次代を担う子どもの育成」・「顕彰及び奨励」

市民一人一人の文化芸術に対する関心や興味を多角的に引き出し、主体的な関わりが持てるような文化芸術活動の振興を進めるためにも、専門人材を活用した中間支援^{*}の仕組みづくりに取り組みます。これにより文化芸術活動に関わる人材への適切な支援・育成にもつなげてまいります。

また、地域社会及び学校で文化芸術を積極的に取り入れ、未来の文化芸術の担い手

である子どもたちが、幼少期から多様な文化芸術に触れられる環境を整えることによって、将来、豊かな感性と創造性にあふれる市民となるような支援を行います。そのために、市の既存メニューの精査や全体的なコーディネートによって、発達段階に応じた文化施設の来訪など既存プログラムを再編し、就学前児童・小学校・中学校・高等学校との連続性を持った取組を実施します。

引き続き、高松市出身又は関連する文化芸術関係者等を把握・発掘し、優れた功績のある人や将来性の豊かな人たちを顕彰、奨励及び発表の機会提供等により、受賞を市民に還元する取組を進めます。

※中間支援：本計画では、補助金による支援だけでなく、人材育成等の人的支援、マッチングなどの情報の提供、場所の提供などの物的支援などを含めたものを「中間支援」を位置付けている。



アートステーション自主事業
(フリーアートステーション)



香川菊池寛賞

方針2 であう・ひろがる

～誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える～

【基本的施策】「環境の整備」・「情報の収集及び発信」

多様な文化芸術をより身近なものとして感じていただけるよう、また、性別や年齢、障がいの有無等や国籍に関わらず、誰もが文化芸術を親しみ、享受できるような環境づくりに取り組みます。既存文化施設においては、文化芸術を介した個性豊かな「ひろば」を創出するため、市民の活動の場及び機会の拡充や、質の高い文化芸術に触れられる機会や環境を整えることで、文化芸術活動の活性化を図ります。

また、情報発信力の強化は依然として大きな課題です。現状は、断片的な情報発信はされていても、網羅的な情報収集に基づく発信ができていません。今後は、ポストコロナや情報通信技術の進展等を見据えた取組や、情報収



アートで遊ぼう! (鴻池朋子展)

集と連動させた取組も必要と考えます。このため、デジタルコンテンツ等も活用しながら、市民のニーズに対応した情報発信を行うとともに、広く文化芸術に関する情報を収集し、効果的な活用を図ることで、文化芸術活動を行う市民や団体への支援や市民の文化芸術を鑑賞する機会の創出につなげます。



まちなかパフォーマンス事業
(街クラシック in 高松)

方針3 つなぐ・あむ

～文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する～

【基本的施策】「協働及び連携」・「交流の促進」・「文化芸術を生かしたまちづくりの推進」

本市の文化芸術を推進するため、市民、学校、団体及び市などの文化芸術を担う主体が連携して参加し、相互に影響を与える場を創出するとともに、文化芸術の活動者に対しては、専門人材を活用した中間支援を行うことにより、新しい文化芸術の創造・交流を図ります。

本市所有の文化施設においては、本市の文化施設間を始め、他の文化施設との情報交換を密にし、より一層魅力ある企画の実施や効果的な情報発信等の連携を図ります。

大学等については、高松市と地元大学等との連携協定等の活用を積極的に進めるとともに、学生を含む若い世代が、鑑賞や活動を通じて、文化芸術の新たな担い手となることを目指します。

また、様々な場面で文化芸術を触媒に創造的な関係性を築き、国内外の姉妹都市等やユネスコ創造都市等の先進例に学ぶ等、国内外の都市との交流や本市の持つ観光資源を活用した文化観光を推進するなど、多層性に富んだ交流の促進を図ります。

さらに、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクール等、様々な催しを根付かせ、人とまちが共に成長することを目指します。



瀬戸内国際芸術祭 2022
ジャウメ・プレンサ 男木島の魂



第5回高松国際ピアノコンクール

方針4 つたえる・たのしむ

～伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する～

【基本的施策】「地域特有の文化の継承と創造」・「多様な文化芸術等の尊重及び享受」

本市には、個性的な文化資源が各地域にあふれています。現在、埋もれているものも含め、これらの資源を丹念に発掘し、守り、地域に根ざした文化活動を継承することは、その過程で、人と人との結びつきを肌で感じ、郷土に対する愛情を育む貴重な機会となります。それらの文化資源を継承するとともに、観光分野等での活用にもつなげていきます。

加えて、文化芸術基本法や第3次高松市創造都市推進ビジョンに掲げる、産業や食文化等、従来は異なるとされてきた分野を、計画に積極的に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていきます。



屋島山上ライブイベント 天空ミュージック

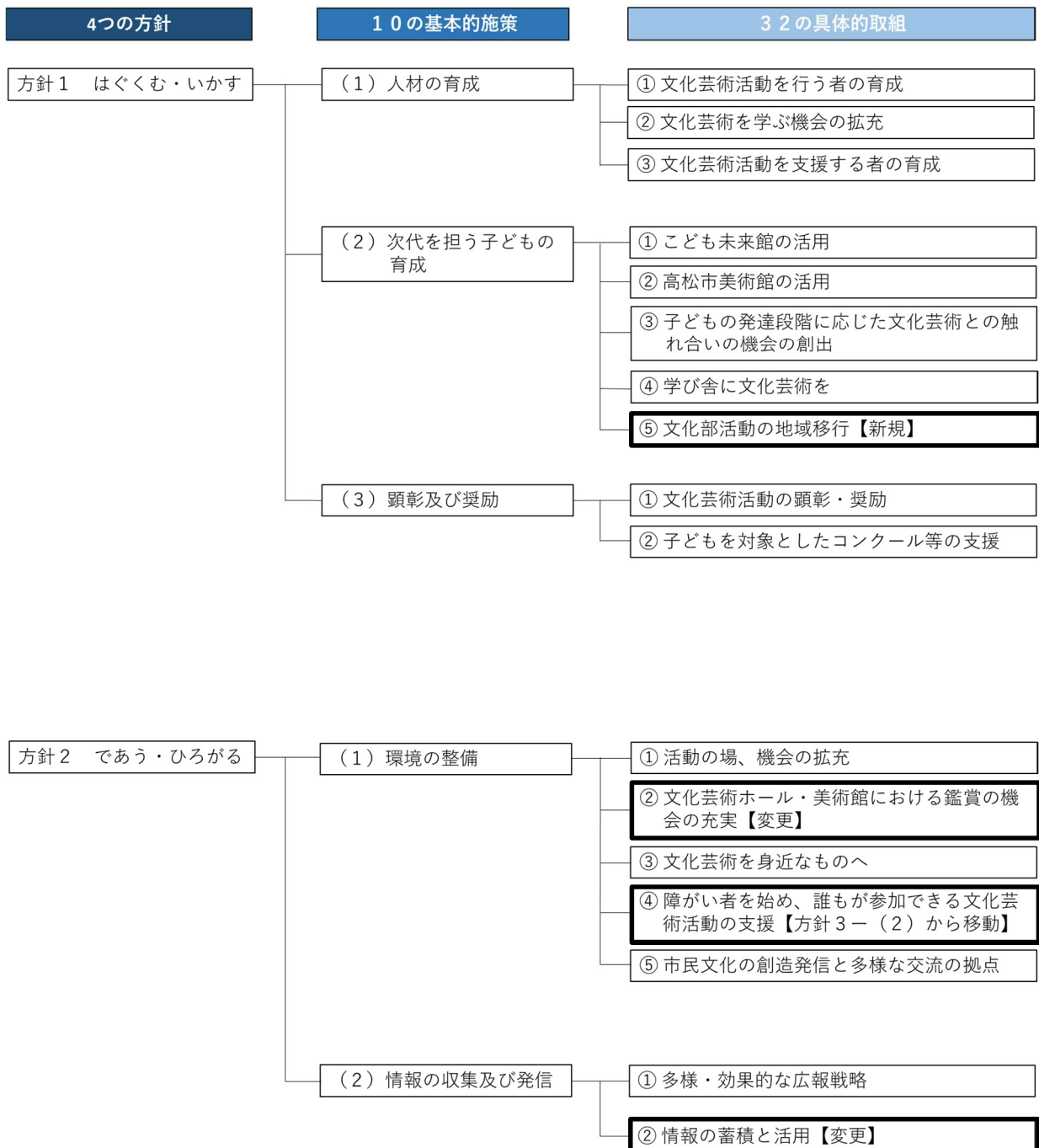
3 数値目標

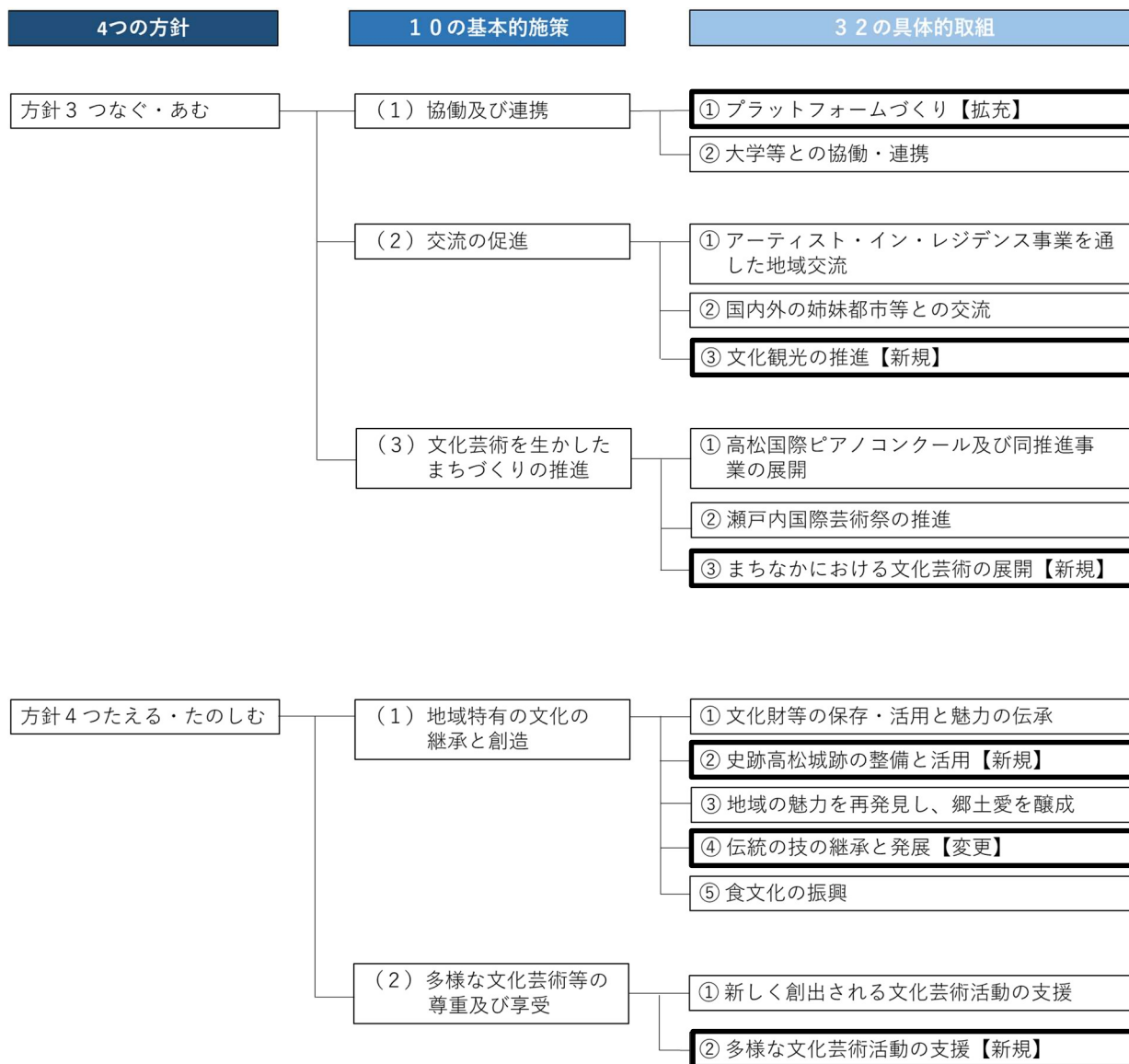
文化芸術を鑑賞し、また自ら活動に参加するなど、文化芸術に触れ合い親しむ施策を4つの方針に基づき展開した結果として、その成果を総合的に判断する指標と数値目標を、次のとおり定めるものです。

指 標	平成30年度	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「自分自身が文化芸術活動をした」人の割合	17.5%	17.0%	30%
「文化芸術を鑑賞した」人の割合	49.3%	51.9%	60%
「文化芸術が盛んなまちだと思う」人の割合	49.1%	48.5%	65%
「市の取組に対し満足だと思う」人の割合	43.8%	47.3%	55%

4 計画の体系

体系は、4つの「方針」、10の「基本的施策」、32の「具体的取組」で構成しています。





□ …第2期高松市文化芸術振興計画から新規に加え、また、拡充、変更した具体的取組

5 今後の取組

前項の「4つの方針」及び「計画の体系」に基づき、「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」に向け、「32の具体的取組」を進めていきます。

1 はぐくむ・いかす

～市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する～

(1) 人材の育成

①文化芸術活動を行う者の育成

瓦町アートステーションを拠点に、創造的人材の育成、相互交流及びネットワーク化に取り組むとともに、創造性を生かしたワークショップの開発・実践を行うことによって、多くの市民にワークショップ参加機会を提供します。高松市文化芸術ホールでは、文化芸術活動を行う市民に対する発表の機会を提供します。

また、高松市版文化芸術プラットフォーム[※]内に設置される地域アーツカウンシル[※]を中心に市民の文化芸術活動に関する相談や市内の文化芸術の実情のリサーチ、文化芸術活動に関する助成等を行うことで、あらゆる市民が文化芸術の担い手の主体となるよう、専門人材を活用した中間支援に取り組めます。これにより、既存の活動者の育成を始め、新たに文化芸術活動を行う者の育成にもつなげていきます。

※高松市版文化芸術プラットフォーム：P27 ①プラットフォームづくり参照

※地域アーツカウンシル：文化芸術政策の企画立案・遂行、地域の文化芸術活動への助成、調査・研究等を実施する体制の構築を促進するため、専門性を有する組織



アートステーション自主事業
(高松ステージキッズ)

②文化芸術を学ぶ機会の拡充

各文化施設やコミュニティセンターにおいて、講座や企画展を実施することにより、文化芸術を楽しんでいただける層の拡大を目指します。特に地域においては、アートや歴史・文学にちなんだものから、少子高齢化・情報化など現代的課題を取り上げる

講座等まで、市民の知的欲求にこたえとともに、文化芸術に、より親しむ機会を提供します。

③文化芸術活動を支援する者の育成

各文化施設の事業をサポートする人材の育成・充実などの事業を実施することによって、人と人、人と地域を結ぶ人材を育て、文化芸術を自分自身で表現する層と文化芸術を楽しむ層の、両者をつなぐことを目指します。



歴史資料館事業（サポーター活動）

（2）次代を担う子どもの育成

①こども未来館の活用

たかまつミライエの中心施設であるこども未来館では、屋内遊び空間のみんなのひろば・プレイルームや科学展示室、プラネタリウムを兼ね備えており、子どもの夢や想像力を育むとともに、健やかな成長に資するため、遊びや科学、アートなどの体験活動を提供するプログラムや親子で参加できる体験イベントなどの様々な魅力ある事業を実施していきます。



こども未来館学習

②高松市美術館の活用

高松市美術館にあるこども^{プラス}（こどもアートスペース）では、誰でも気軽に無料で参加できるプログラム「ふらっとアート」を用意し、未就学児にも楽しんでもらうと同時に、外部講師によるワークショップ等を開催し、様々な世代に親しまれる事業を展開します。



こども+（こどもアートスペース）の活用

③子どもの発達段階に応じた文化芸術との触れ合いの機会の創出

文化芸術が就学前の子どもたちに与える影響は大きく、その感性と創造力を守り育てるために、「0才からのコンサート」や「ブックスタート事業」、アーティスト等を保育所・子ども園・幼稚園に派遣する「芸術士派遣事業」など年齢にふさわしいプログラムを提供することにより、文化芸術に触れる機会を幅広く創出するとともに、保護者にも文化芸術への興味関心を促していきます。



芸術士派遣事業

また、高松市文化芸術ホールでは自主事業として子どもを対象とした鑑賞プログラムや小学6年生を劇場に招待する劇団四季ミュージカル「こころの劇場」などを実施し、子どもたちが気軽に文化芸術に親しむ機会を提供することにより、将来の観客層や文化芸術の担い手の育成につなげていきます。

④学び舎に文化芸術を

「学校の役割」を規定している「高松市文化芸術振興条例」に基づいて推進される本計画では、学校のもつ役割に大きく期待するものです。引き続き、教育委員会との連携を図りながら、「サンクリスタル学習」などの文化施設を活用した体験学習事業を推進していきます。



サンクリスタル学習

小・中学校の児童生徒を対象に、質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供や、香川漆器を始めとする伝統的ものづくりのワークショップ等を開催することにより、実際に文化芸術に触れる機会を設けます。

また、文化施設での体験学習を始め、対話による鑑賞など多角的に作品と触れ合う機会を創出させることで、豊かな心や感性、創造力を育むとともに、次代を担う子どもの育成につなげていきます。



学校巡回能楽教室

⑤文化部長活動の地域移行

公立中学校の休日の部活動の「地域移行」については、教育委員会と連携を図りながら、学校や地域の実情に応じた在り方を検討していきます。



文化部長活動の地域移行

(3) 顕彰及び奨励

①文化芸術活動の顕彰・奨励

本市における文化の振興に貢献し、将来においてさらにその活躍が期待される者を奨励するため、「高松市文化奨励賞」を贈り表彰します。この「高松市文化奨励賞」では、過去の実績を評価する顕彰部門と、これからの活躍を特に期待する新人部門の二段階に分けて表彰しますが、単なる賞の授与にならないよう、受賞者には、その活動の成果を披露する機会を提供し、過去の受賞者を含め、高松市文化奨励賞に輝いた人を応援するとともに、その受賞を通じて、市民も文化芸術に触れる機会が提供されるように還元します。



高松市文化奨励賞

②子どもを対象としたコンクール等の支援

子どもの頃から文化芸術に親しみ、かつ創造する喜びを知ること、将来にわたり文化芸術活動の担い手となるよう、子どもを対象としたコンクール等を継続するとともに、発表の機会を創出するものです。既存のコンクール等を開催することで、引き続き、子どもを対象とした発表の機会を創出します。



菊池寛ジュニア賞

2 であう・ひろがる

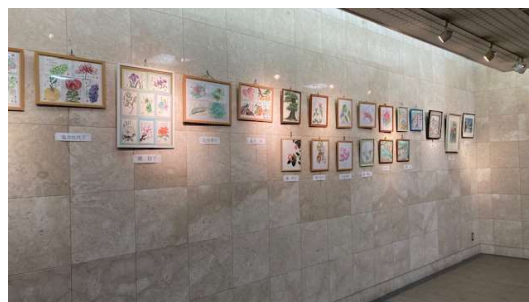
～誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える～

(1) 環境の整備

①活動の場、機会の拡充

「高松市文化奨励賞」受賞者に発表の機会を提供し、その活動を応援するとともに、市民に対して文化芸術に触れる機会を提供します。

また、生涯学習センター等で市民から公募した作品等を公開展示するほか、コミュニティセンターでの各種講座・同好会活動における学習の成果（作品）の発表の場を提供し、市民が文化芸術に関心を持つきっかけをつくとともに、それを深めることを目的とします。



生涯学習センター 展示事業

②文化芸術ホール・美術館における鑑賞の機会の充実

高松市文化芸術ホールと連携しながら、市民がより質の高い舞台芸術等を鑑賞することができる機会の充実を図ります。また、同ホールで開催される高松国際ピアノコンクールの開催を支援し、市民が世界レベルの音楽に触れる機会を創出します。

高松市美術館では、計画的に美術品の収集を図り、コレクション展として紹介し、特別展では様々なジャンルの美術を楽しんでもらえるよう企画することによって、市民に文化芸術に触れる機会を提供します。また、瀬戸内国際芸術祭と連携した取組も進めていきます。



文化芸術ホール自主事業（グッドピープル）



高松市美術館 特別展の様子

③文化芸術を身近なものへ

文化施設の外で行う「まちなかパフォーマンス事業」などのフェスティバルを根付かせ、文化芸術が日常生活においても身近なものとなるような取組を進めていきます。これにより、市民の文化芸術の鑑賞や活動を始めるきっかけを創出します。

また、アーティストや文化芸術団体が出張して、演奏やパフォーマンス等を行うことにより、直接、文化施設に足を運ばなくても、文化芸術に触れることができるよう、アウトリーチ活動にも力を入れます。既存施設の既成概念をほどいて街に飛び出し、文化芸術にあふれた生活環境の醸成を目指します。

さらに、アートの力をもって、病院などの医療環境をより快適な癒しの空間とする「ホスピタルアート」の取組が全国的にも進められています。本市でも、高松市立みんなの病院において、アート作品の展示や院内コンサートを実施しておりますが、今後においても、アートの力を生かした取組を推進するため、より効果的な実施手法等を検討していきます。

私たちが暮らす街や利用する交通手段も、高松市全体のアートブランドを創出する手段の一環ととらえることができます。高松丸亀町商店街に開設している「高松市美術館ランチギャラリー」では、高松市美術館の特別展等と連携するなど、多彩な展示を行います。また、レンタサイクルのアート化を継続し、身近に文化芸術に親しむことのできる環境を整備します。



まちなかパフォーマンス事業
(サンポートオータムジャム)



ホスピタルアート（高松市立みんなの病院）



レンタサイクルのアート化

④障がい者を始め、誰もが参加できる文化芸術活動の支援

障がい者とアーティストや、学校とアーティストなどバラエティに富んだ交流や、社会的少数者の「居場所」であり「出番」となる、文化芸術を介したプログラムを創出することで、文化施設等で行われる事業に社会的包摂※の意味合いを持たせます。障害福祉サービス事業所等へ芸術家を派遣する「高松市障がい者アートリンク事業」を継続し、障がい者の感性・創造性を育みます。



高松市障がい者アートリンク事業報告展覧会

高松市美術館では筆談鑑賞や触れる鑑賞などの手法を取り入れるなど、誰もが様々な場所で、様々な文化芸術に触れられる機会の創出に努めます。

※社会的包摂=社会的排除に相対する概念で、社会に包み込むこと。他の人々との相互的で対等な関係を獲得し自立を支援する考え方。

⑤市民文化の創造発信と多様な交流の拠点

地域アーツカウンシルの事務局を公益財団法人高松市文化芸術財団に設置し、専門人材を活用した中間支援を行うことで、本市で文化芸術活動を行う個人や団体等の交流促進を図るとともに、各文化施設の連携強化、ネットワークづくりを進めていきます。

また、高松市文化芸術ホールや高松国分寺ホールにおける自主事業やアウトリーチ事業、高松市美術館のエントランスホールを活用した事業等に取り組み、市民にとって文化芸術が、より身近な存在となるような、きっかけづくりや、その関心を深めていただけるような取組を継続して行います。

平成4年11月に開館したサンクリスタル高松は開館から30年以上が過ぎ、デジタル化の進展等の社会情勢の変化に対応するとともに、老朽化が進む施設を今後も安心して利用していただけるよう施設改修を行います。また、高松市文化芸術ホール等のより一層の機能向上を図るため、適宜修繕・改修等を行い、長く市民に親しまれる施設を目指します。



高松市美術館エントランスホール活用事業

3 つなぐ・あむ

～文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する～

(1) 協働及び連携

①プラットフォームづくり

文化芸術の振興が、より広く市民に実感されるまちを創出していくために、様々な分野の人材が、幅広い観点で市民のニーズや課題について情報を共有し、それぞれの強みを結集させることが求められています。その実現に向けて、文化芸術の担い手やそれらの活動を支える人たち、文化施設の担当者や行政職員等が出会い、気楽に集まり、共に知恵を出し合えるような場（高松市文化芸術プレイヤーズ・プラットフォーム）の活用に取り組みます。



高松市プレイヤーズ・プラットフォームの様子

また、本市の文化芸術に関する支援の中核として、地域の文化芸術活動への助成や調査等を実施する専門性を有した組織である地域アーツカウンシルを設置し、市民が主体となった文化芸術活動の活性化を図り、文化芸術の力を様々な分野に波及させ、地域を巻き込むことにより、地域の課題解決や新たな価値の創造に向けた活動が活発になることを目指します。

高松市文化芸術プレイヤーズ・プラットフォームと地域アーツカウンシルを備えた「高松版文化芸術プラットフォーム」を構築し運用を開始することで、あらゆる市民の多様な活動意欲を受け止め、その活動に寄り添った中間支援を行うことで、本市の文化芸術を推進していきます。

②大学等との協働・連携

香川県内の大学・短期大学・高等専門学校に在籍する学生が、本市の文化施設（高松市美術館、高松市塩江美術館、菊池寛記念館、高松市歴史資料館等）や観光施設等（高松市立玉藻公園、高松市屋島山上交流拠点施設）を利用しやすい制度（キャンパスメンバーズ制度）を運用し、学生生活の文化的充実と、地域社会に関する学習の充実を図ります。

また、高松市美術館では、特別展に合わせて地元大学生によるミニコンサート等の開催やインターンシップ生の受け入れを行うことなどにより、文化芸術を通じた地域との連携を図っていきます。

(2) 交流の促進

①アーティスト・イン・レジデンス事業を通じた地域交流

高松アーティスト・イン・レジデンス事業では、本市の歴史や文化、自然、産業など高松ならではの地域資源を活用し、国内外から招へいたアーティストが一定期間滞在し、地域とのつながりの中で作品制作を行うことで、地域との協働が生まれ、地域に賑わいをもたらすとともに、アートの普及や若手アーティスト等の育成にもつなげます。

また、大島でのアーティスト・イン・レジデンス事業では、アーティストの創作活動を通じた入所者との交流や、子どもたちとのワークショップなどを実施することで、島内外の交流促進を図ります。



高松アーティスト・イン・レジデンス事業



大島アーティスト・イン・レジデンス事業

②国内外の姉妹都市等との交流

姉妹都市のセント・ピーターズバーグ市（アメリカ合衆国）とトゥール市（フランス共和国）を始め、友好都市の南昌市（中華人民共和国）と由利本荘市（秋田県）、姉妹城都市の彦根市（滋賀県）、親善都市の水戸市（茨城県）、文化・観光交流都市の金沢市（石川県）、歴史文化交流都市の下野市（栃木県）、交流都市の基隆市（台湾）のほか、日仏自治体交流会議やユネスコ創造都市等のつながりを中心に様々な地域との交流を深めるとともに、多言語での情報提供など、多文化共生に対応した文化芸術の振興に努めます。



高松市・トゥール市姉妹都市提携
35周年記念式典

③文化観光の推進

本市の伝統文化や歴史的資源のみならず、自然や食、産業など本市の持つ観光資源を活用した文化観光を推進することにより、文化に対する理解を深める機会を拡大するとともに、地域の活性化につなげるよう取り組みます。

(3) 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

①高松国際ピアノコンクール及び同推進事業の展開

高松国際ピアノコンクールは、高松から世界レベルの音楽を発信するとともに、地域の活性化、音楽芸術の振興、国際的な文化交流の推進などを目的として、産学官で組織する高松国際ピアノコンクール組織委員会により4年に1度開催されています。このコンクールの開催は、才能ある音楽家の発掘はもとより、広く市民にピアノを通じて音楽に親しみ、音楽を愛する心を培うため、開催の準備期間においても推進事業(学校訪問リサイタル、審査員によるマスタークラス、入賞者や審査員の演奏会等)を実施することにより、市民が身近に国際的な音楽芸術に触れる機会を創出し、本コンクールの知名度を上げ、まちの個性を内外に向けて発信することで、コンクール開催に向けた機運の醸成を図ります。



第5回高松国際ピアノコンクール

②瀬戸内国際芸術祭

文化芸術の振興と、瀬戸内の活性化や地域振興、世界に向けての情報発信に寄与するため、現代アートの作家や建築家と協働する国際的な芸術祭と位置付けた瀬戸内国際芸術祭を、県、関係市町及び福武財団等で組織する実行委員会が中心となり開催します。また、芸術祭の谷間期間にART SETOUCHIを開催し、作品の継続公開や芸術祭関連事業を積極的に実施し、本市の活性化につなげていきます。



瀬戸内国際芸術祭 2019

原倫太郎+原游 ピンポン・シー

③まちなかにおける文化芸術の展開

ジャズやクラシック、大道芸をまちなかで行う「まちなかパフォーマンス事業」や高松丸亀町商店街の「しごとプラザ」ショーウインドウに開設している「高松市美術館ランチギャラリー」への作品展示、本市の地域資源を活用した「高松アーティスト・イン・レジデンス事業」等を通して、人の交流を促進し、多層な文化的性格を持ったまちづくりを推進します。



まちなかパフォーマンス事業
(たかまつ大道芸フェスタ)



ランチギャラリー事業

4 つたえる・たのしむ

～伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する～

(1) 地域特有の文化の継承と創造

①文化財等の保存・活用と魅力の伝承

市域は広く、個性的な文化資源にあふれており、指定文化財等の保存と活用を進めると同時に、埋もれた資源を丹念に発掘し、学術的な探究及び蓄積を行うよう努めます。

仏生山の町並みなどの歴史的な景観を守るとともに、古代山城屋嶋城や史跡高松城跡といった本市の歴史を語る上でも重要な文化財の魅力伝えるため、ARやVRを活用し、仮想現実の中で往時の姿を楽しめるような取組等を推進します。



「VR 高松城」事業



高松城跡和船体験事業

②史跡高松城跡の整備と活用

史跡高松城跡の歴史的建造物の再現や耐震補強、修繕等の整備を計画的に行うとともに、文化財の公開活用を積極的に行うことで、地域の活性化につながるよう取り組みます。また、これらの取組を通して、史跡の確実な保存と次世代への継承に対する理解と協力の機運の醸成を図ります。



高松城跡整備事業



高松城跡整備事業

③地域の魅力を再発見し、郷土愛を醸成

地域に誇りを持てる豊かな市民生活を導くためには、郷土の舞踊や民謡を始めとした伝統文化に触れ、それを将来へ発展的に繋ぐことが重要と考えます。子どもたちが、教育現場で地域の歴史や伝統などに触れるとともに、地域においては、様々な行事や人とのつながりを通じて、郷土愛を育み、各地域に残る伝統文化を守り支える存在として成長できる環境を目指します。

また、身近にありすぎて普段は意識しないような、郷土の歴史や伝統の文化の素晴らしさを積極的に紹介していきます。



讃岐国分寺史跡まつり 天平行列



讃岐国分寺史跡まつり 力餅

④伝統の技の継承と発展

地域の自然や生活文化と結びつき、今日まで継承されてきた、香川漆芸、高松盆栽を始めとする伝統工芸の技や歴史的価値を次代へ継承する取組を推進するとともに、様々な文化芸術との融合により、現代生活への応用・転換や新活用の展開を図り、各分野の垣根を越えた高松ならではの工芸の発展を図ります。



AJIPROJECT



SANUKI ReMIX 事業

⑤食文化の振興

地域特有の風土や食材、歴史、文化などに育まれ、受け継がれてきた郷土料理に触れる機会を創出し、地域の食文化を身近に感じる取組を推進します。



高松ブランド農産物育成支援事業
(たかまつ食と農のフェスタ)



高松ブランド農産物育成支援事業
(親子農業体験)

(2) 多様な文化芸術等の尊重及び享受

①新しく創出される文化芸術活動の支援

本市での現代サーカスの創作活動に見られるような質の高い文化芸術活動や、将来的な成長が見込まれる新しいアート展開等に対して、伴走的な支援を行うことで、市民が新たな価値観や多様性に富んだ文化芸術に触れられるようにします。

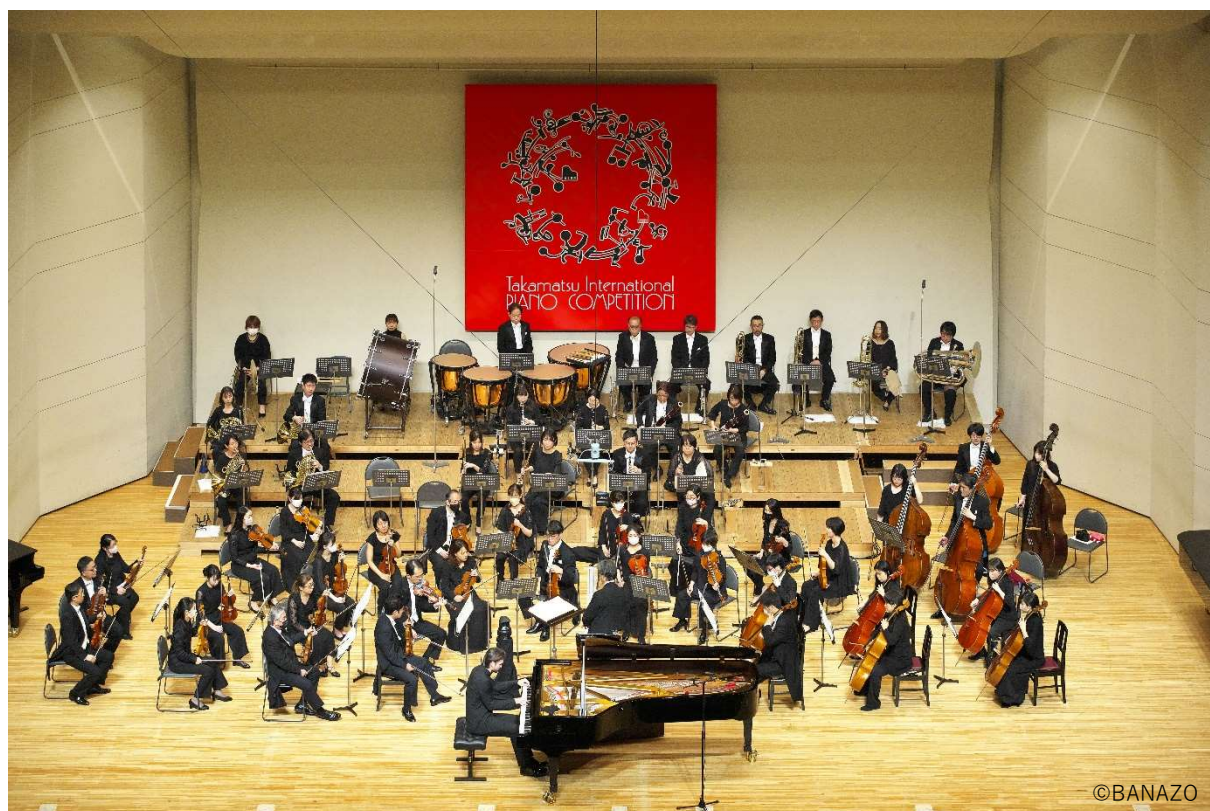
また、急速に進化するデジタル技術を活用した新たな文化芸術の支援を図るとともに、その有効性や課題の調査を検討します。また、デジタル化の潮流を踏まえ、多様な文化芸術に関する情報についてのアーカイブ化を図ります。

②多様な文化芸術の支援

メディア芸術（映画やマンガ、アニメーション等）は、広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や芸術全体の活性化を促すとともに、既に海外からも高く評価されています。今後は、メディア芸術など多様な文化芸術の振興を図るため、その支援に向けた調査を行います。

第3章

計画の推進体制



1 計画の推進と評価

●計画を推進する庁内体制の整備

本計画は、文化芸術振興施策を推進するための指針となるものであり、教育、福祉、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。そのため、文化芸術振興課において、関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組を積極的に進めます。

●協働による計画の推進

本計画は、市民・団体・学校・文化芸術財団・市がそれぞれの役割・責務を果たすとともに協働しながら、また、関係機関との連携協力の下に、積極的な推進を図ります。

<市の責務>

高松市文化芸術振興条例第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し実施する責務があります。

<市民の役割>

文化芸術を担う主体として、様々な文化芸術の鑑賞や参加、文化芸術を創造する活動を通して、文化芸術の振興に寄与する役割が期待されています。

<団体の役割>

地域社会を構成する一員として、人材、資源等を有効に活用し、自主的な文化芸術活動の展開及び市民の文化芸術活動の支援を行う役割が期待されています。

<学校の役割>

次代を担う豊かな人間性の形成に資する施設として、子どもが文化芸術に触れる機会の充実を図り、文化芸術を担う人材を育成する役割が期待されています。

<公益財団法人高松市文化芸術財団の役割>

幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、人と人、心と心がふれあう、高松らしい文化の創造と交流に寄与することを目的として、市民の文化芸術活動に対する支援、参加促進、鑑賞機会の提供、文化芸術に関する情報の提供等の役割、文化芸術を通じた地域の課題解決及び新たな価値創造の促進等、地域アーツカウンシル事務局としての役割が期待されています。

●計画の広報・啓発

関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

●計画の進行管理

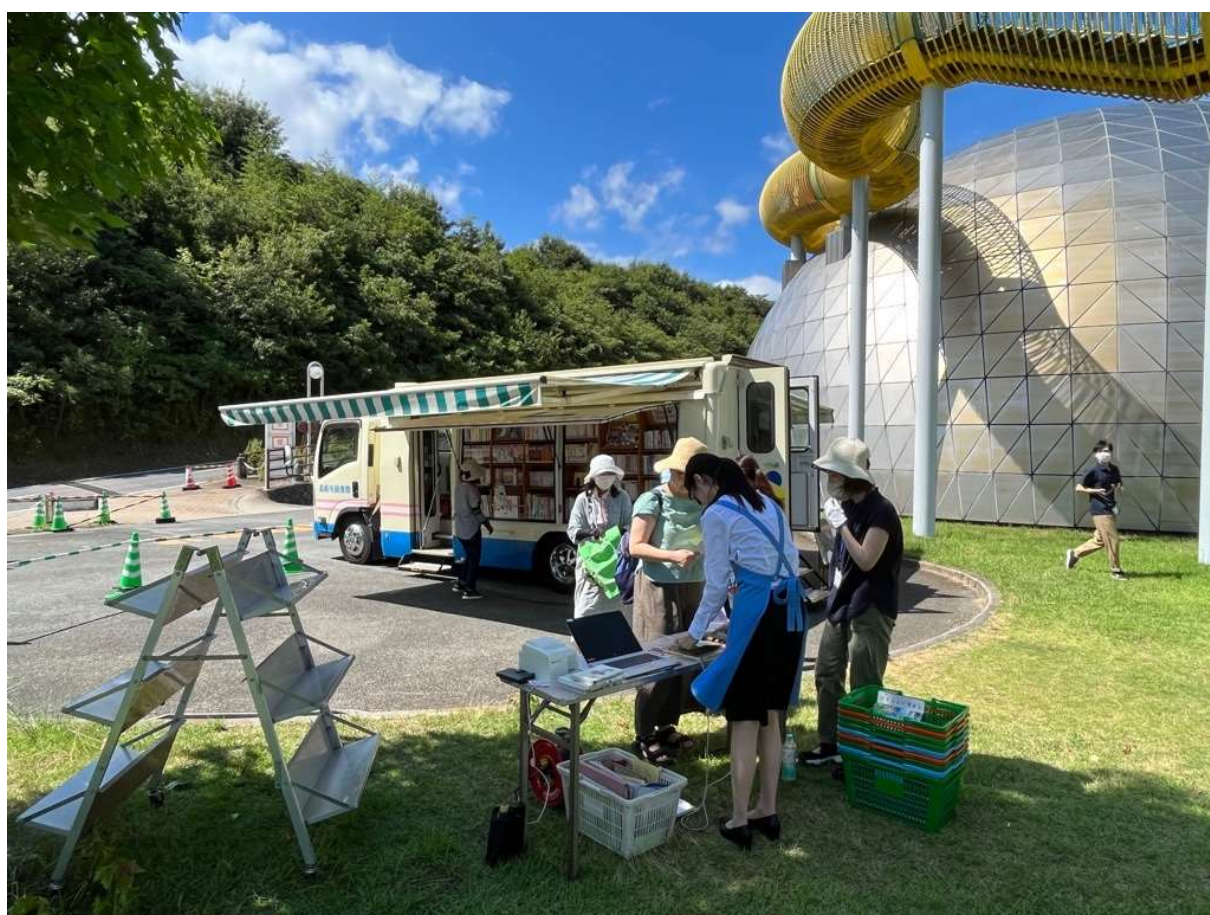
市の個別事業について、年度ごとに計画及び実績、課題等を取りまとめ、学識経験者等により構成される「高松市文化芸術振興審議会」に状況を報告し、施策全体の観点から個別事業について、専門的見地や市民の意見を反映した意見を受け評価します。

また、「高松市文化芸術振興審議会」からの意見を踏まえ、課題解決に向け、必要に応じて、中間年度にもアンケートを実施し、計画内容や次年度における実施事業の見直し、新規事業の検討等を行います。

文化芸術の特性上、数値的な側面のみでは成果を測りにくい場合があるため、地域アーツカウンシルと連携・協力し、より効果的な評価方法を検討していきます。

-MEMO-

参考資料



①高松市文化芸術振興条例

平成25年12月25日

条例第95号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 文化芸術振興計画（第9条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第10条—第19条）

第4章 高松市文化芸術振興審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

文化芸術は、私たちの創造性を育むとともに、心を癒やし、かつ、豊かにし、生きる喜びや誇りを与えて将来への希望を灯すものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、私たちを固定観念から解放し、相互に理解し、尊重し合う土壌を醸成することにより、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものである。さらに、文化芸術は、その源を共有するスポーツや農業、観光等の幅広い産業と密接に連携させることにより、魅力に満ち、活力のあるまちづくりの推進力となるものである。

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきた。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、本市を文化の香り高い都市として発展させてきた。このことは、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する私たちの心の支えとなっている。

私たちは、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で豊かに生きることが人々の普遍的な願いであることを確認する。そしてここに、文化芸術の振興に関連する施策を総合的かつ計画的に実施し、本市の文化芸術の発展と新たな創造に資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、学校及び団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本

的な事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が生き生きと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文学、音楽、美術、写真、映像、書道、演劇、舞踊、建築、デザインその他の芸術、茶道及び華道をはじめとする生活文化並びに有形及び無形の文化財、地域固有の伝統工芸及び民俗芸能その他の伝統文化をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業を行い、又は活動する個人をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設であって、市内に所在するものをいう。
- (4) 団体 市内において事業を行い、又は活動する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、市民、学校、団体及び市による協働を通じて幅広く文化芸術を担う人材が育成されることにより、文化芸術活動の促進が図られるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が、市民の財産として保護され、保存され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、市民一人一人の価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、市民、学校及び団体と協働し、並びに関係機関と連携を図るとともに、地域社会における人材、資源、情

報等を活用するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、基本理念にのっとり、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、次代を担う子どもの豊かな人間性の形成に資する施設として、基本理念にのっとり、子どもが文化芸術に触れる機会の充実を図り、文化芸術を担う人材を育成する役割を果たすよう努めるものとする。

(団体の役割)

第7条 団体は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、その保有する人材、資源等を有効に活用し、自主的な文化芸術活動の展開及び市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 文化芸術振興計画

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針

(2) 文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する高松市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(人材の育成)

第10条 市は、文化芸術に関し創造的な活動又は継承を行う者及び文化芸術活動の企画運営を行う者並びにこれらの者の活動を支援する者の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(次代を担う子どもの育成)

第11条 市は、次代を担う子どもの豊かな感性と人間性を育むため、地域社会及び学校における文化芸術活動の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境の整備)

第12条 市は、市民及び団体による自由な文化芸術活動を促進するため、活動の場及び機会の拡充その他必要な施策を講ずるものとする。

(協働及び連携)

第13条 市は、文化芸術活動に多くの主体が参加し、相互に影響を与えることにより新しい文化芸術の創造に資するため、文化芸術活動を通じた協働及び連携の仕組みづくりその他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び発信)

第14条 市は、市民及び団体による文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する情報を積極的に国内外から収集し、蓄積するとともに、国内外に向けて発信するものとする。

(交流の促進)

第15条 市は、市民が多様な文化芸術に対する理解と本市の文化芸術に対する認識を深めるため、世代間、地域間及び海外との間における文化芸術活動の交流その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域特有の文化の継承と創造)

第16条 市は、伝統芸能、文化財、景観等の本市特有の文化を発展的かつ創造的に継承するため、これらの保存及び活用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(多様な文化芸術等の尊重及び享受)

第17条 市は、市民が多様な価値観を尊重し、新しく生み出される斬新な文化芸術を享受することができるよう、現代的な文化芸術活動の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術を生かしたまちづくりの推進)

第18条 市は、文化芸術にあふれた魅力あるまちづくりを推進するため、文化芸術が有する創造性を活用した産業の振興、市民が多様な文化芸術に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰及び奨励)

第19条 市は、市における文化芸術の振興に優れた功績のある者を顕彰し、及び文化芸術活動を行う将来性の豊かな者の活動を奨励するものとする。

第4章 高松市文化芸術振興審議会

第20条 文化芸術の振興に関する施策を効率的かつ計画的に推進するため、高松市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化芸術活動を行う団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年高松市規則第1号により、平成26年2月3日から施行)

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第49号の次に次のように加える。

(49)の2 文化芸術振興審議会委員	6,500円
--------------------	--------

②高松市文化芸術振興審議会委員名簿

任期：令和5年2月23日～令和7年2月22日まで

(敬称略)

	氏名	役職等
会長	橋本 一仁	四国学院大学 理事長 公益財団法人 高松市文化芸術財団 理事長
副会長	島田 博美	公認島田芸術舞踊学校 校長、島田バレエ団 団長、公益財団法人 高松市文化芸術財団 理事、四国民踊研究会 会長、公益社団法人 日本バレエ協会 四国支部長、高松市芸術団体協議会 会長
委員 (50音順)	青山 夕夏	香川大学教育学部 教授、フルート奏者、アジア・フルート連盟日本常任理事、日本管楽芸術学会理事
	甘利 彩子	特定非営利活動法人 瀬戸内こえびネットワーク事務局長
	金川 直美	あそび創造集団Xing 代表
	鹿庭 弘百	一般社団法人 街角に音楽を@香川 代表理事
	鎌田 直子	認定特定非営利活動法人 農村歌舞伎祇園座保存会事務局
	北岡 省三	漆芸家、公益社団法人 日本工芸会四国支部参与、香川県美術家協会 名誉会長、日本文化財漆協会 参事、讃岐漆芸美術館 館長
	木ノ下 智恵子	大阪大学 21世紀懐徳堂 准教授
	多田 俊二郎	一般財団法人 さぬき生活文化振興財団 代表理事
	田中 未知子	一般社団法人 瀬戸内サーカスファクトリー 代表理事
	林 幸稔	建築家、林幸稔建築設計事務所 主宰
	三木 優希	Eclogion 代表
水嶋 育	高松大学発達科学部 准教授	
若井 健司	香川大学教育学部 教授、声楽家、四国二期会 理事長、公益財団法人 高松市文化芸術財団 理事	

③高松市文化芸術振興審議会規則

平成25年12月25日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市文化芸術振興条例（平成25年高松市条例第95号）第20条第1項の規定に基づき設置する高松市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、高松市文化芸術振興条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

2 この規則による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

④高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査の概要

●調査目的

本調査は、市民の皆様の文化芸術活動の現状や今後のあり方などについて、御意見をお聞かせいただき、本市の特性に根ざした次期計画の策定を図るために実施しました。

●調査設計

調査方法：郵送・オンライン併用調査法（前回までは郵送調査法）

調査対象：無作為抽出した18歳以上の高松市民3,000人（郵送）

18歳以上の高松市民（オンライン）

調査期間：令和5年5月18日～6月30日

回収数：【郵送】有効回収数：809通（回収率：26.9%）

【オンライン】有効回収数：123件

※各設問の無回答、無効回答を除いて集計しています。

※表中の構成比は、四捨五入の関係で、100%にならない場合があります。

●調査項目

・あなた御自身について

性別、年代、居住地（校区）、職業形態

・高松市の文化的な魅力について

高松市を「文化芸術活動が盛んなまち」だと思うか

高松市が文化的なまちであると感じるところ

高松市が文化的なまちであると感じられないところ

高松市の文化芸術でイメージするもの

高松市の文化芸術への取組に対する満足度

・文化芸術活動へのかかわりについて

日常生活のなかで優れた文化芸術の鑑賞や活動を大切だと思うか

この1年間で文化芸術の催しを鑑賞したか

どのような催しを鑑賞したか/どなたと一緒に鑑賞したか/鑑賞した催しは有料か、無料か

文化芸術の催しを鑑賞しなかった理由

同居の子ども（18歳未満）はこの1年間で文化芸術の催しを鑑賞したか

どのような催しを鑑賞したか（子ども）

この1年間に御自身で文化芸術活動をしたか

どのような活動をしたか/どなたと一緒に活動したか/活動を始めるきっかけ

文化芸術活動をしなかった理由

同居の子ども（18歳未満）はこの1年間、学校以外で文化芸術活動をしたか

どのような活動をしたか（子ども）

市民の文化芸術活動が盛んになるために、市が行うものとして必要なもの

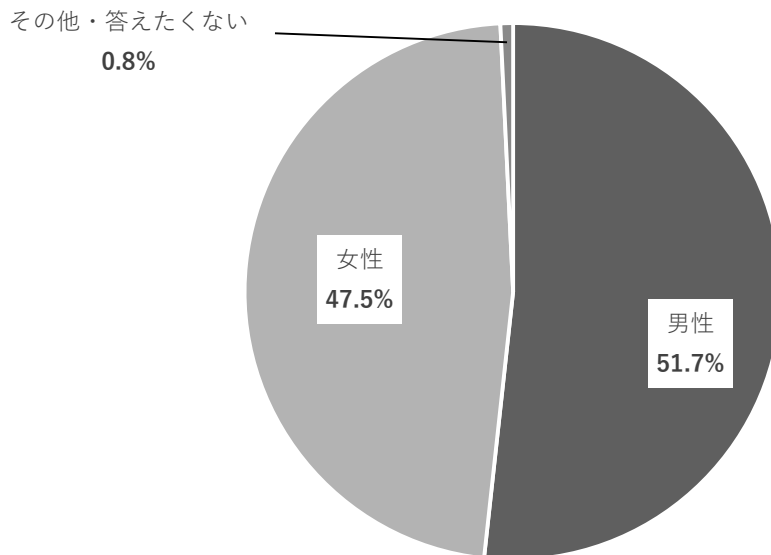
市民の文化芸術活動が盛んになるために、民間が行うものとして必要なもの

高松市の文化施設の利用頻度/オルタナティブスペースの認知度、利用頻度

⑤高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査結果

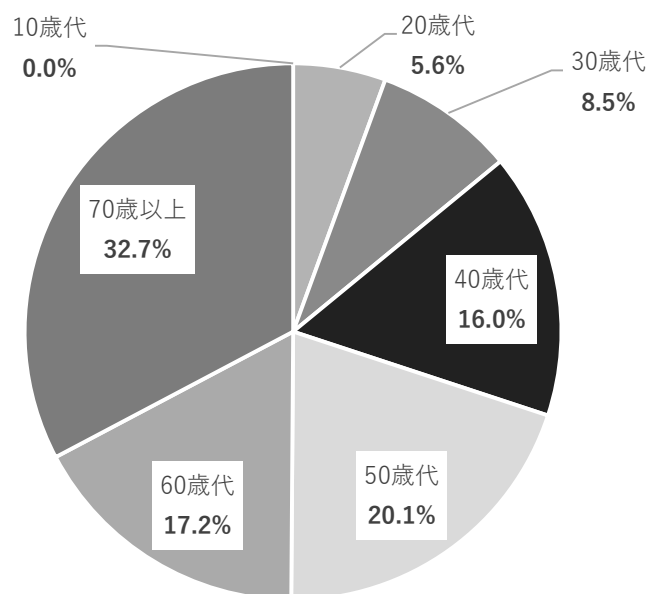
●あなた御自身について

問 1 あなたの性別を教えてください。



回答数 = 932

問 2 あなたの年齢を教えてください。

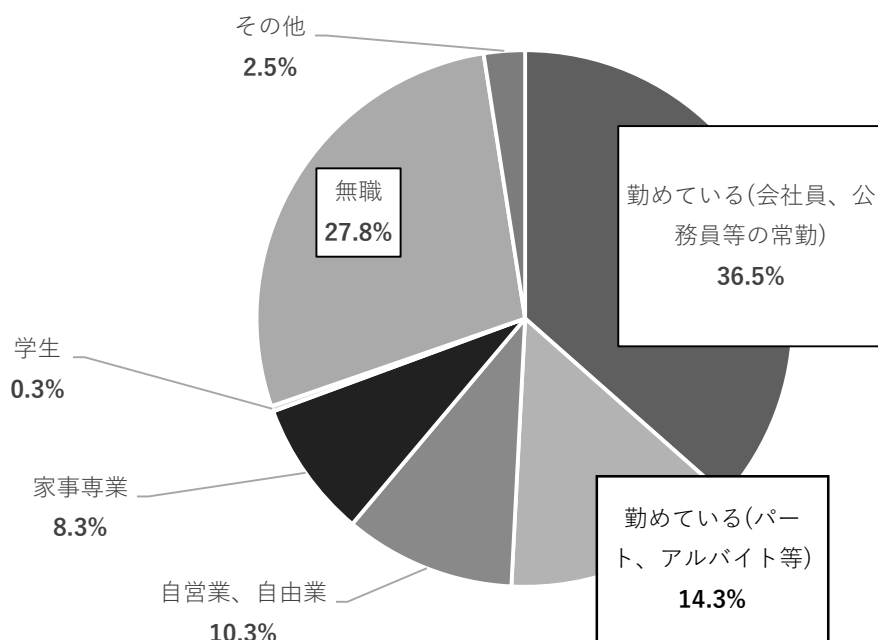


回答数 = 932

問 3 あなたは、どこの校区にお住まいですか。

新番丁	37	4.0%	屋島東	6	0.6%	下笠居	9	1.0%	庵治第二	—	—
亀阜	45	4.8%	屋島西	23	2.5%	女木	1	0.1%	牟礼	14	1.5%
栗林	36	3.9%	前田	11	1.2%	男木	1	0.1%	牟礼北	8	0.9%
花園	12	1.3%	川添	13	1.4%	川島	18	1.9%	牟礼南	14	1.5%
高松第一	19	2.0%	林	32	3.4%	十河	10	1.1%	計	931	100.0%
鶴尾	18	1.9%	三溪	8	0.9%	植田	5	0.5%			
太田	45	4.8%	仏生山	25	2.7%	東植田	2	0.2%			
太田南	25	2.7%	香西	28	3.0%	塩江	7	0.8%			
中央	16	1.7%	一宮	37	4.0%	香南	14	1.5%			
木太	39	4.2%	多肥	34	3.7%	大野	12	1.3%			
木太北部	15	1.6%	川岡	14	1.5%	浅野	17	1.8%			
木太南	12	1.3%	円座	26	2.8%	川東	26	2.8%			
古高松	43	4.6%	檀紙	25	2.7%	国分寺北部	29	3.1%			
古高松南	13	1.4%	弦打	19	2.0%	国分寺南部	27	2.9%			
屋島	20	2.1%	鬼無	9	1.0%	庵治	12	1.3%			

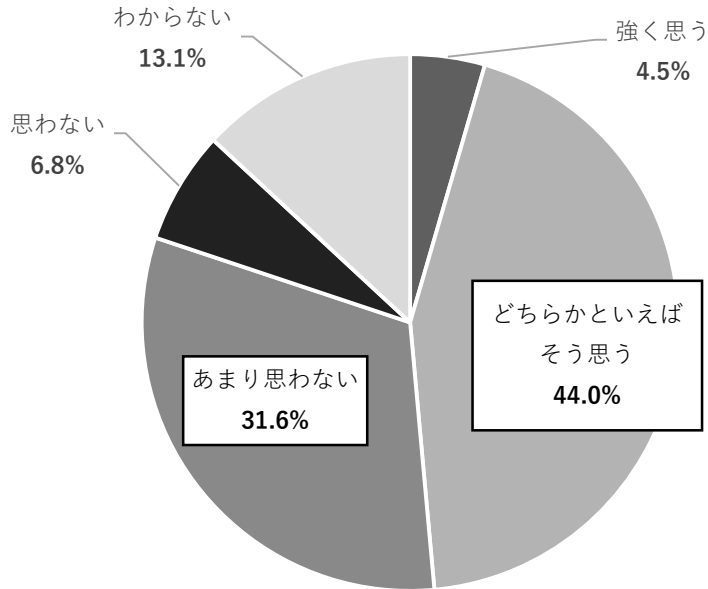
問 4 あなたの就業形態について教えてください。



回答数 = 931

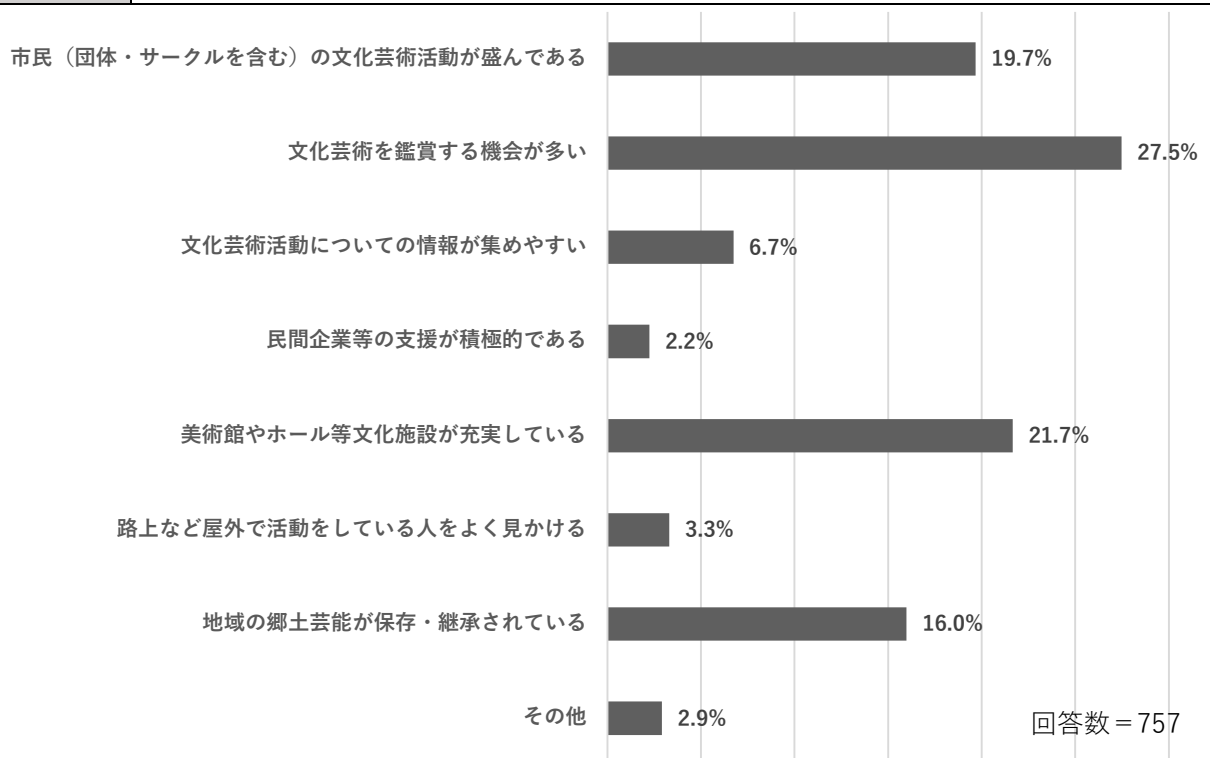
●高松市の文化的な魅力について

問5 あなたは、高松市を「文化芸術活動が盛んなまち」だと思いますか。



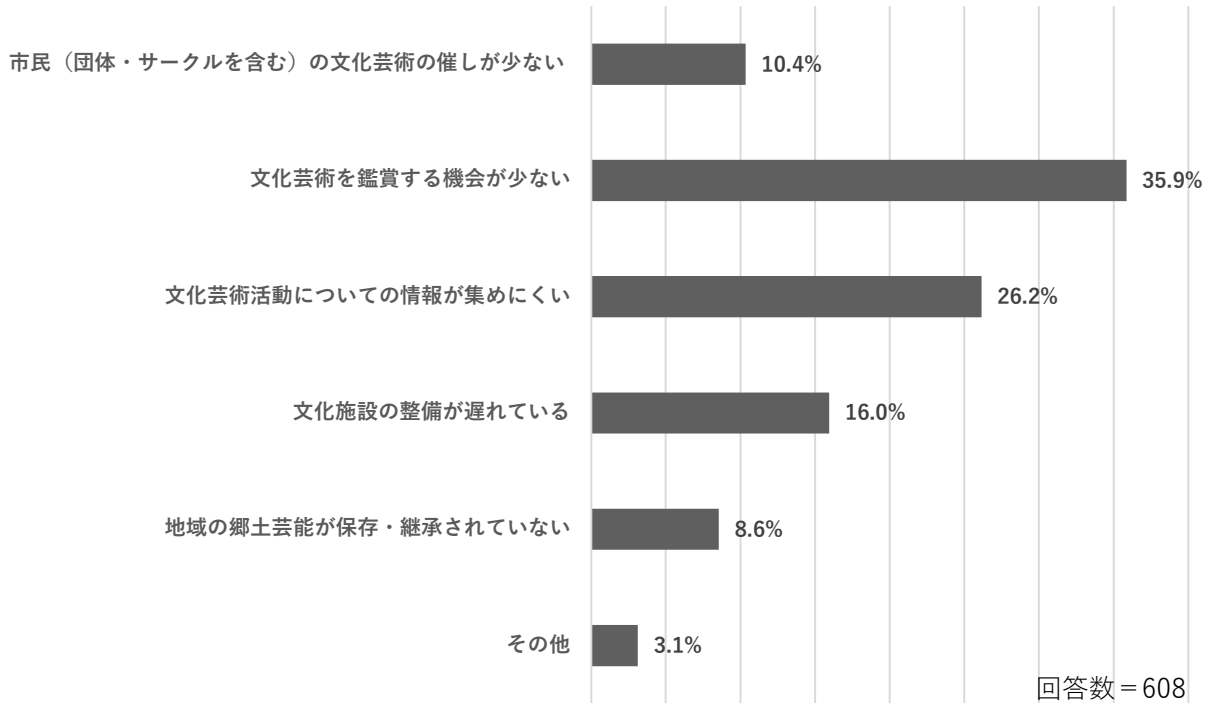
回答数 = 931

問6-1 問5で「強く思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した方にお聞きします。高松市が文化的なまちであると感じるところはどこですか。（複数回答）

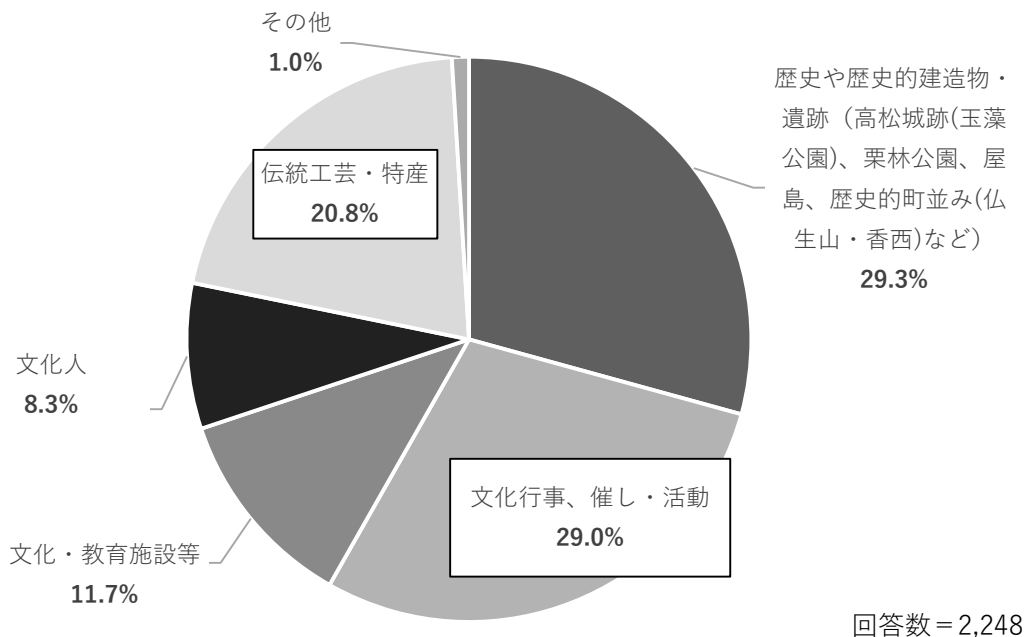


回答数 = 757

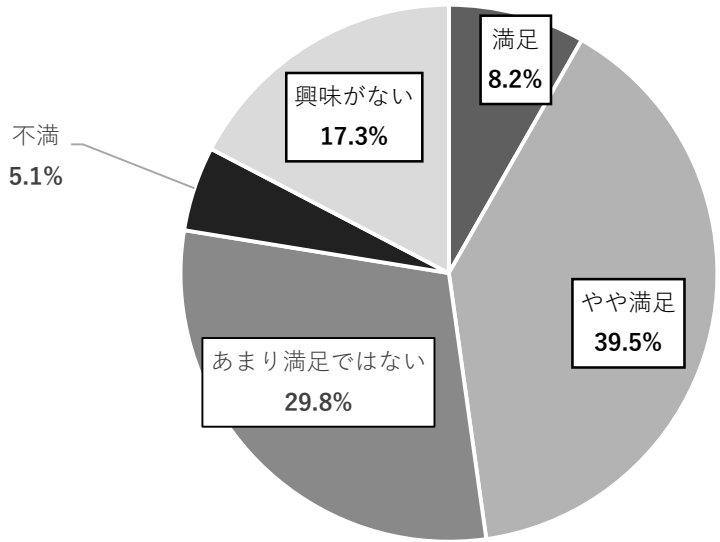
問 6-2 問 5 で「あまり思わない」又は「思わない」と回答した方にお聞きします。高松市が文化的なまちであると感じられないところはどこですか。
(複数回答)



問 7-1 あなたが高松市の文化芸術でイメージするものはどんなものですか。
(複数回答)



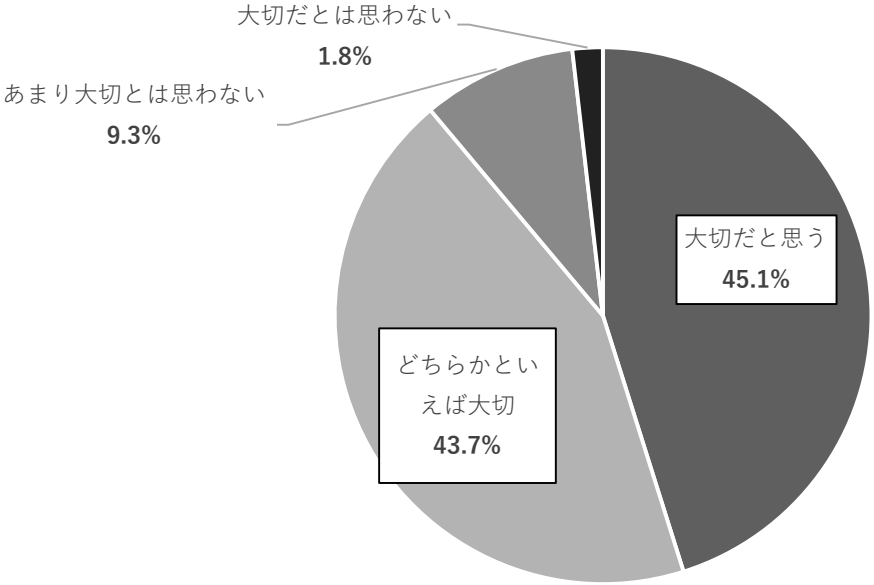
問 7-2 高松市の文化芸術への取組に対する、あなた御自身の満足度はいかがですか。



回答数 = 923

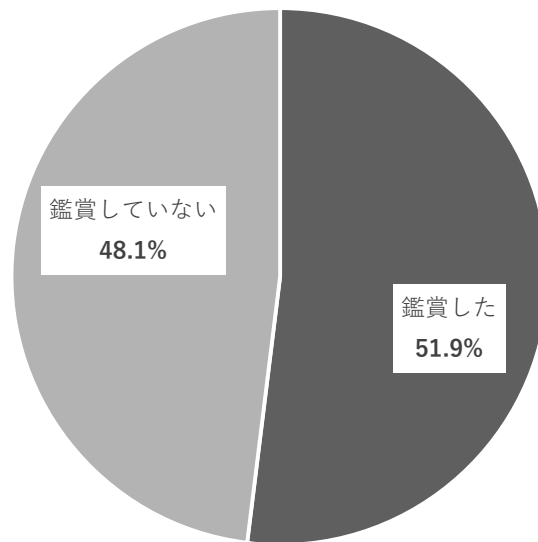
●文化芸術活動へのかかわりについて

問 8 あなたは、日常生活の中で優れた文化芸術を鑑賞したり、活動を行ったりすることは大切だと思いますか。



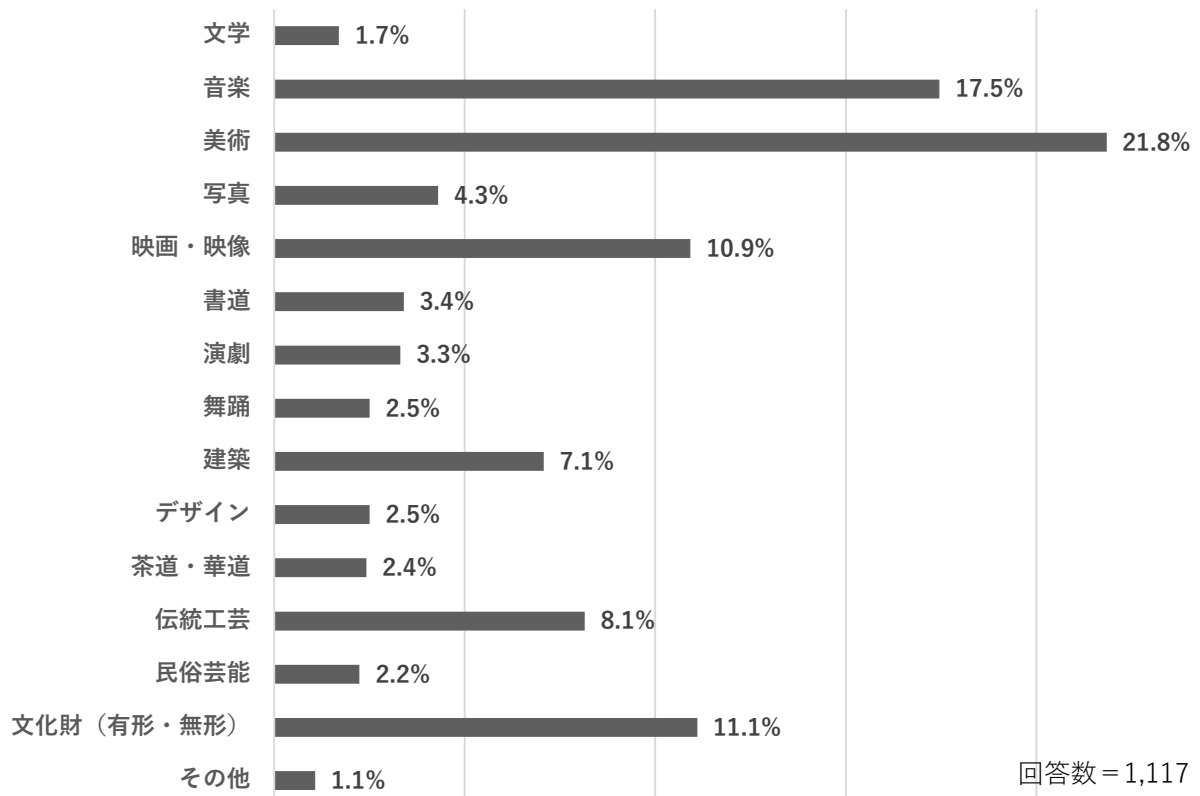
回答数 = 926

問 9-1 あなたは、この1年間で文化芸術の催し等を鑑賞しましたか。



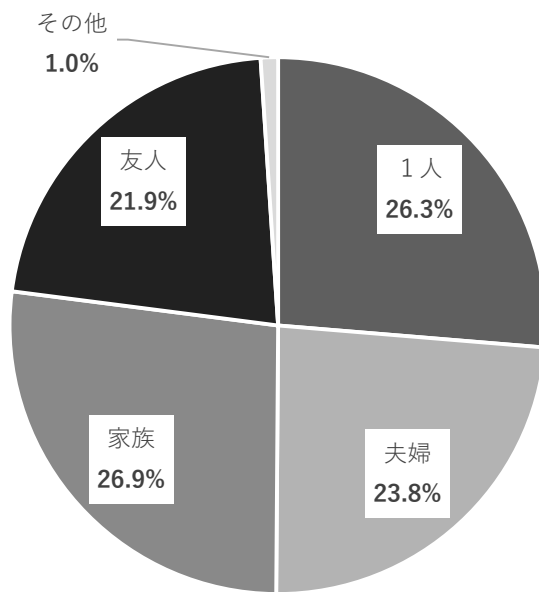
回答数 = 924

問 9-2 問 9-1 で「鑑賞した」と回答した方にお聞きします。どのような催し等を鑑賞しましたか。（複数回答）



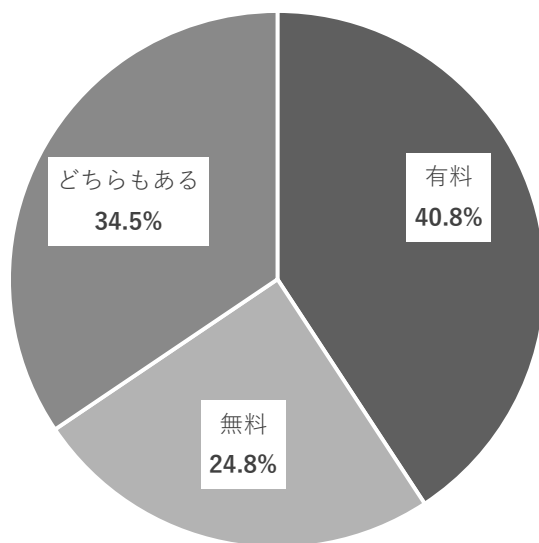
回答数 = 1,117

問 9-3 問 9 - 1 で「鑑賞した」と回答した方にお聞きします。どなたと御一緒に鑑賞されましたか。



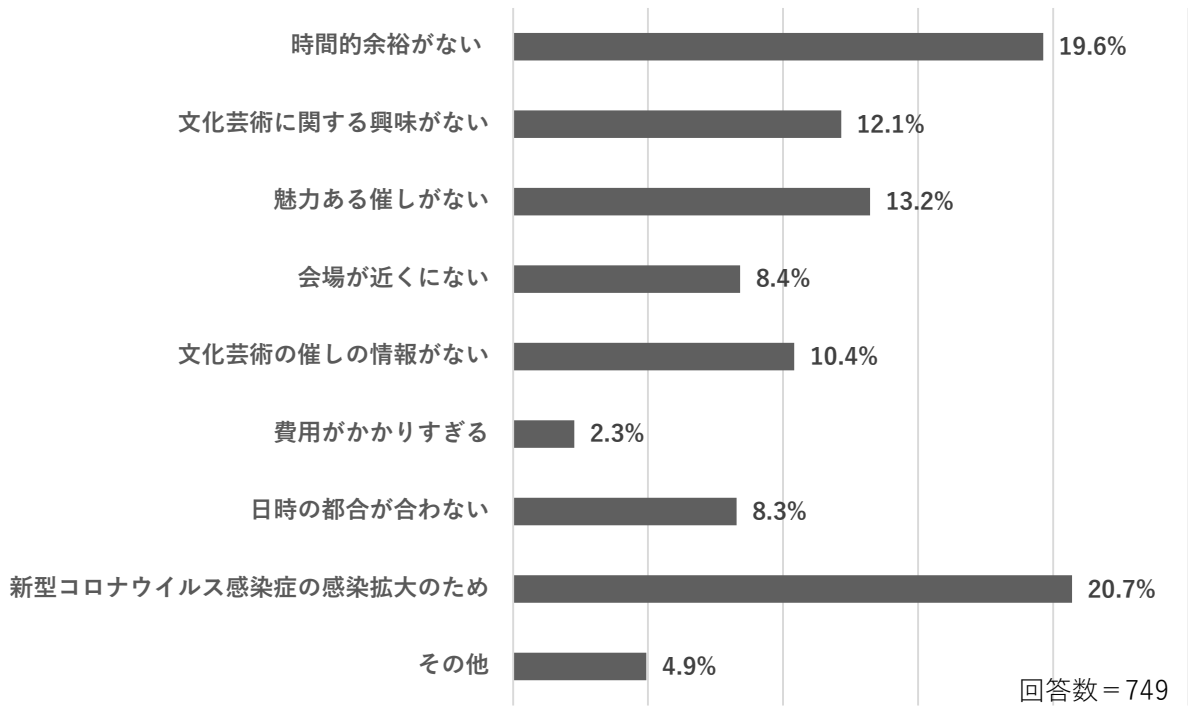
回答数 = 479

問 9-4 問 9 - 1 で「鑑賞した」と回答した方にお聞きします。鑑賞した催し等は有料でしたか無料でしたか。

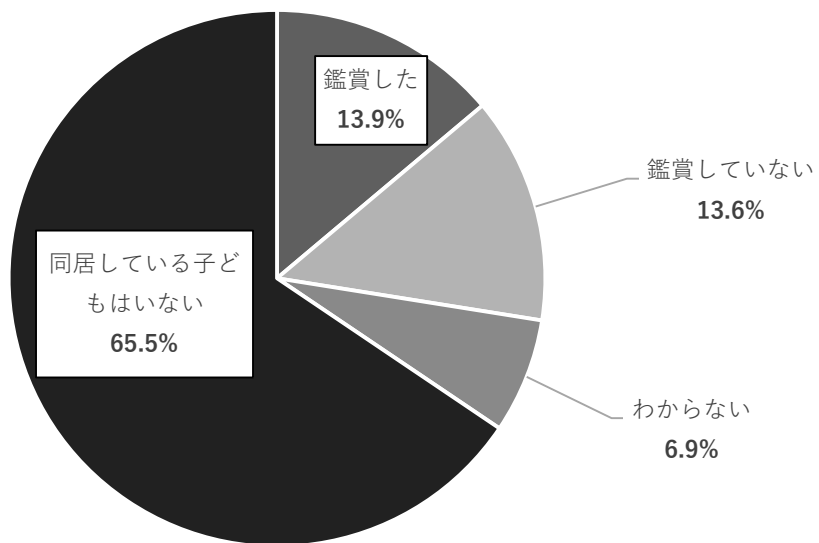


回答数 = 476

問 9-5 問 9 - 1 で「鑑賞していない」と回答した方にお聞きします。鑑賞しなかった理由を教えてください。（複数回答）

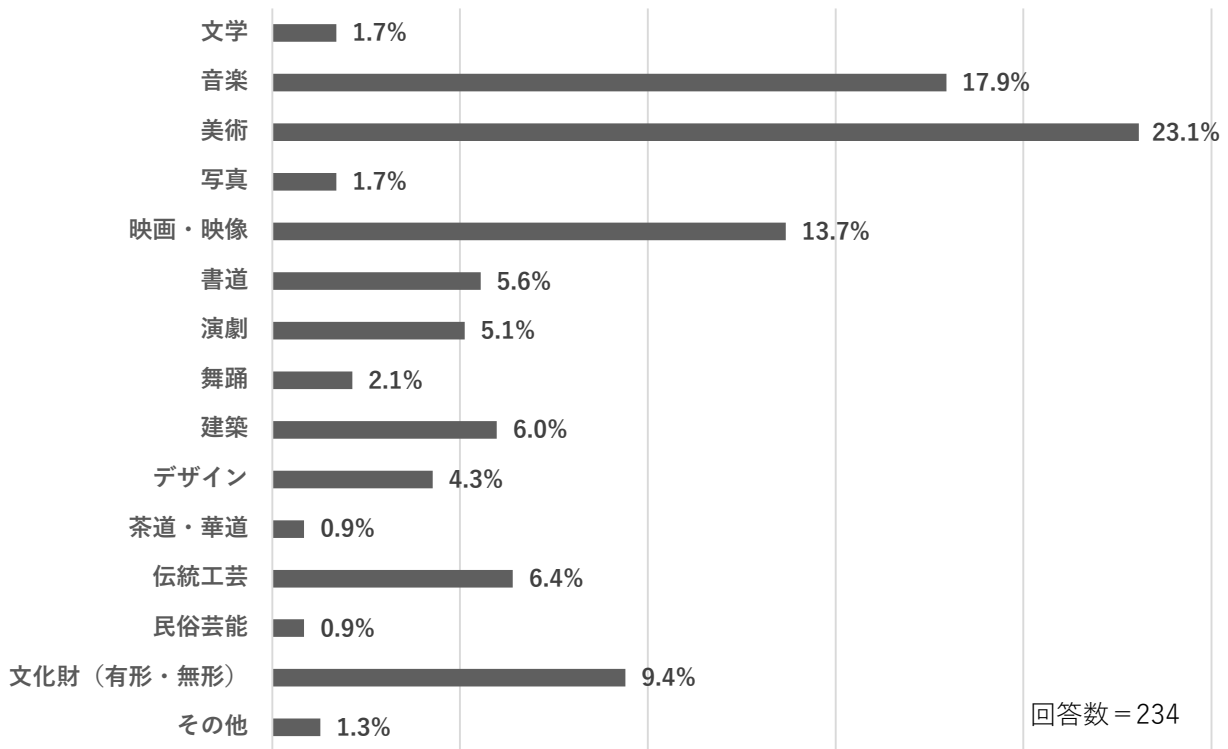


問 10-1 あなたと同居している子ども（18歳未満）は、この1年間に文化芸術の催し等を鑑賞しましたか。

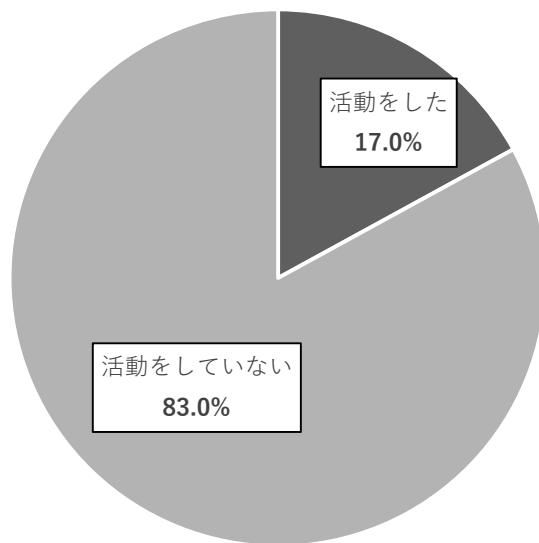


回答数 = 865

問 10-2 問 10-1 で同居している子どもが「鑑賞した」と回答した方にお聞きします。どのような催し等を鑑賞しましたか。（複数回答）



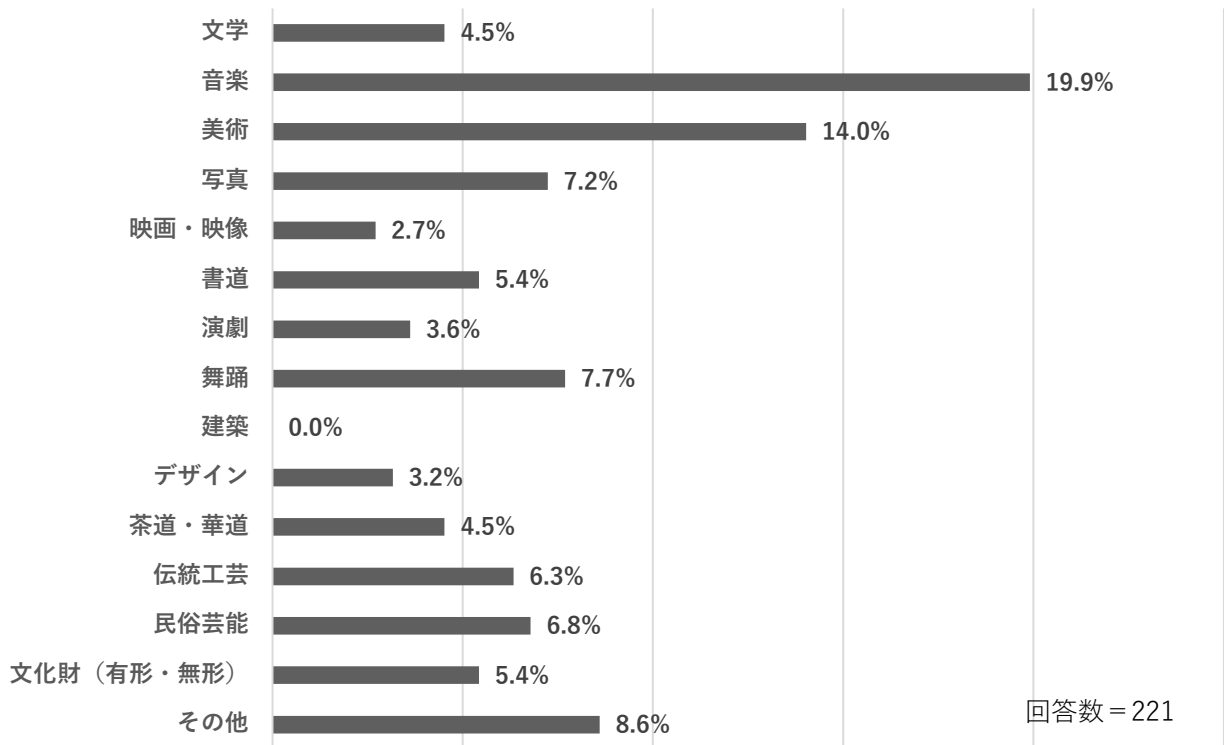
問 11-1 あなたは、この1年間に、御自分で演じたり、作ったり、描いたりなどの文化芸術活動をしましたか。



回答数 = 898

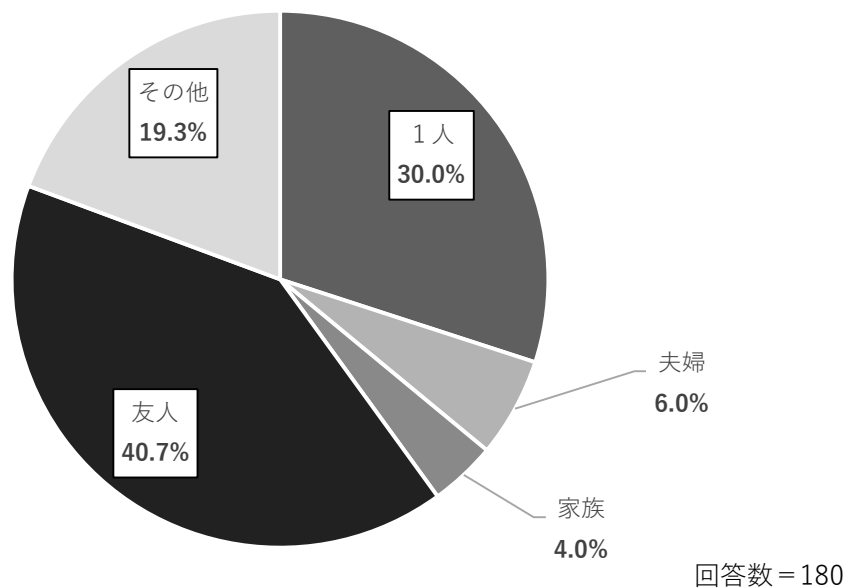
問 11-2

問 1 1 - 1 で「活動をした」と回答した方にお聞きします。どのような活動をしましたか。（複数回答）

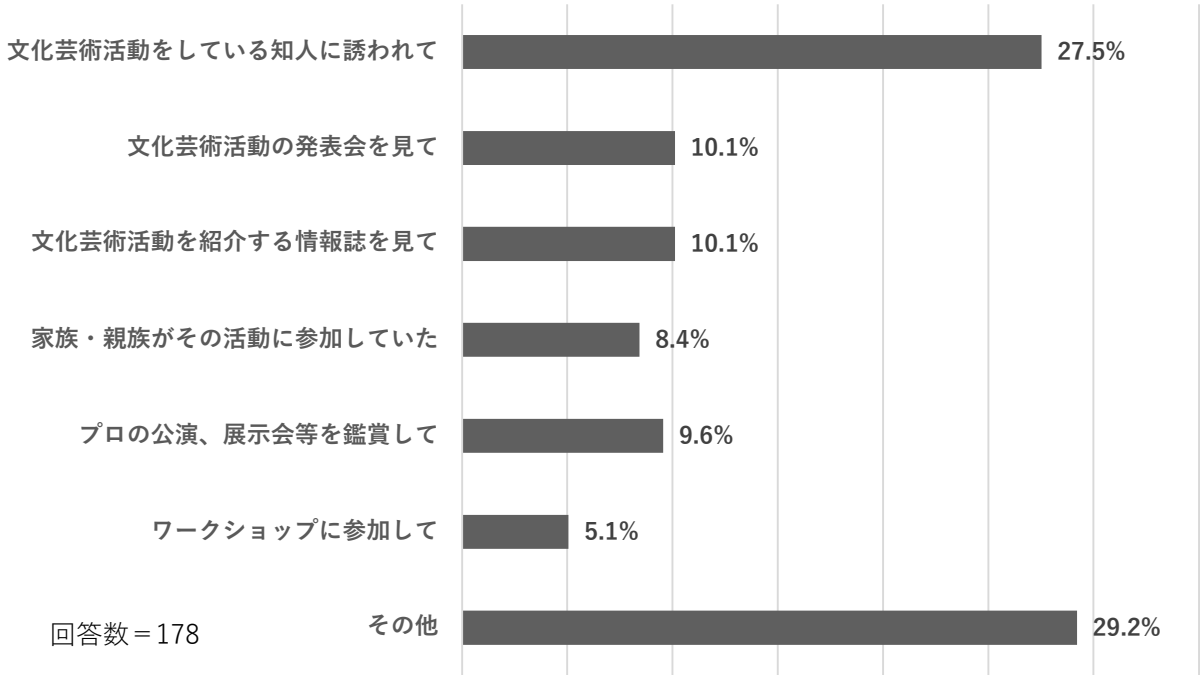


問 11-3

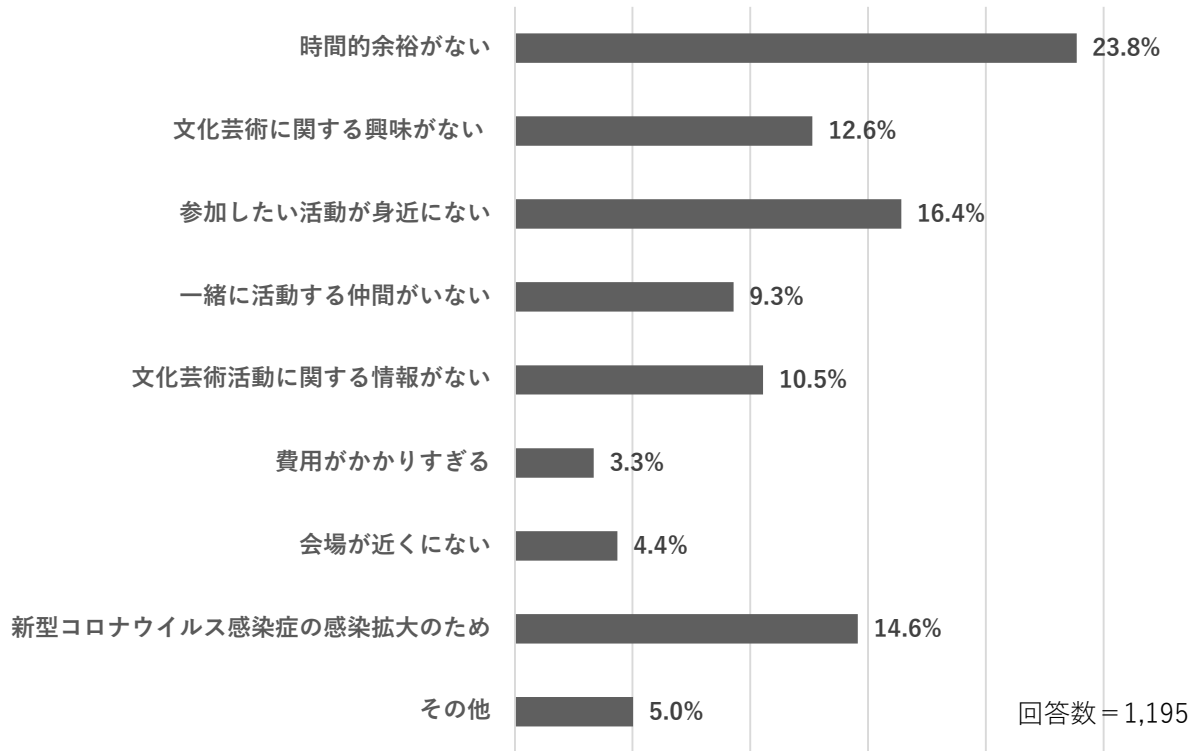
問 1 1 - 1 で「活動をした」と回答した方にお聞きします。どなたと御一緒に活動されましたか。



問 11-4 問 1 1 - 1 で「活動をした」と回答した方にお聞きします。活動をはじめのきっかけとなった理由を教えてください。（複数回答）

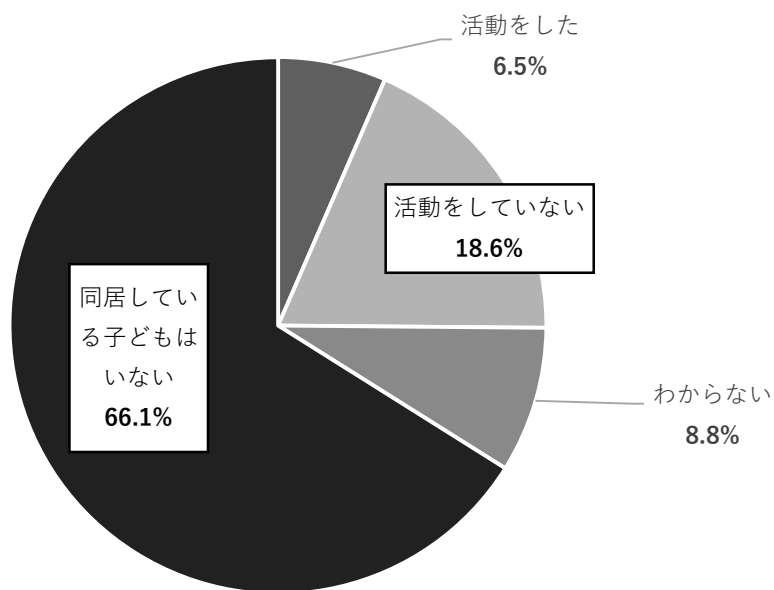


問 11-5 問 1 1 - 1 で「活動をしていない」と回答した方にお聞きします。活動をしていない理由を教えてください。（複数回答）



問 12-1

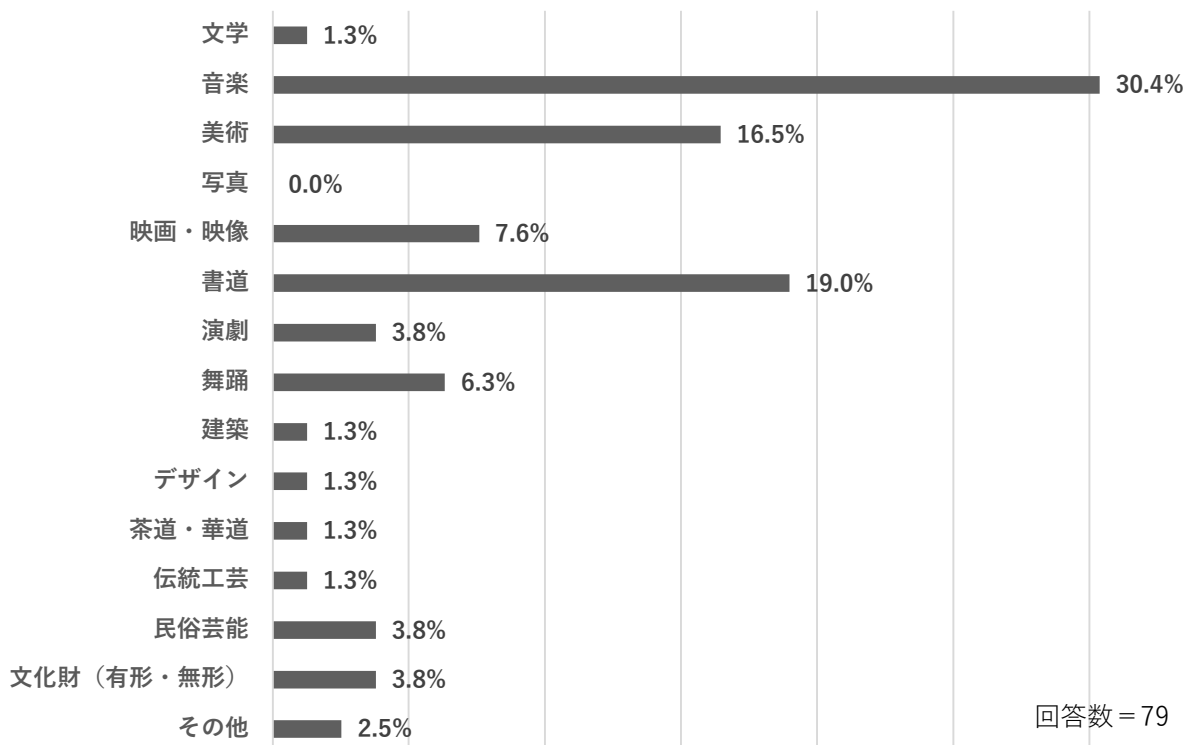
あなたと同居している子ども（18歳未満）は、この1年間に学校以外で文化芸術活動をしましたか。



回答数 = 796

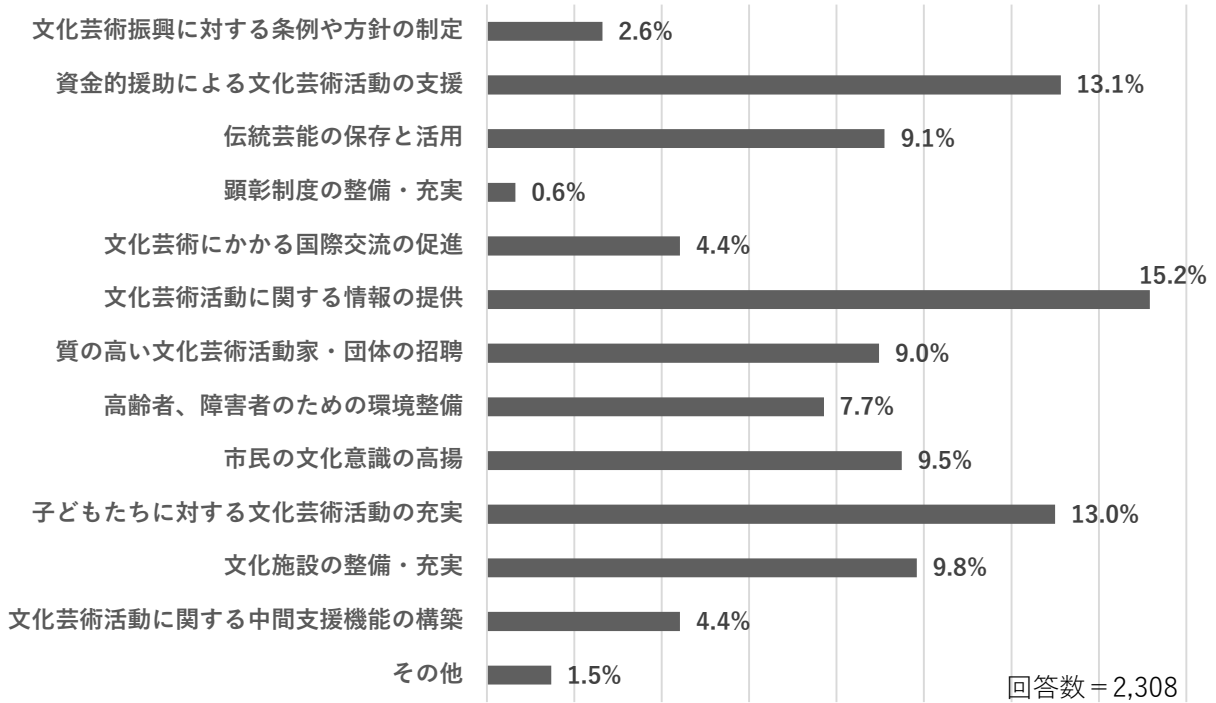
問 12-2

問12-1で同居している子どもが「活動をした」と回答した方にお聞きします。学校以外でどのような文化芸術活動をしましたか。（複数回答）

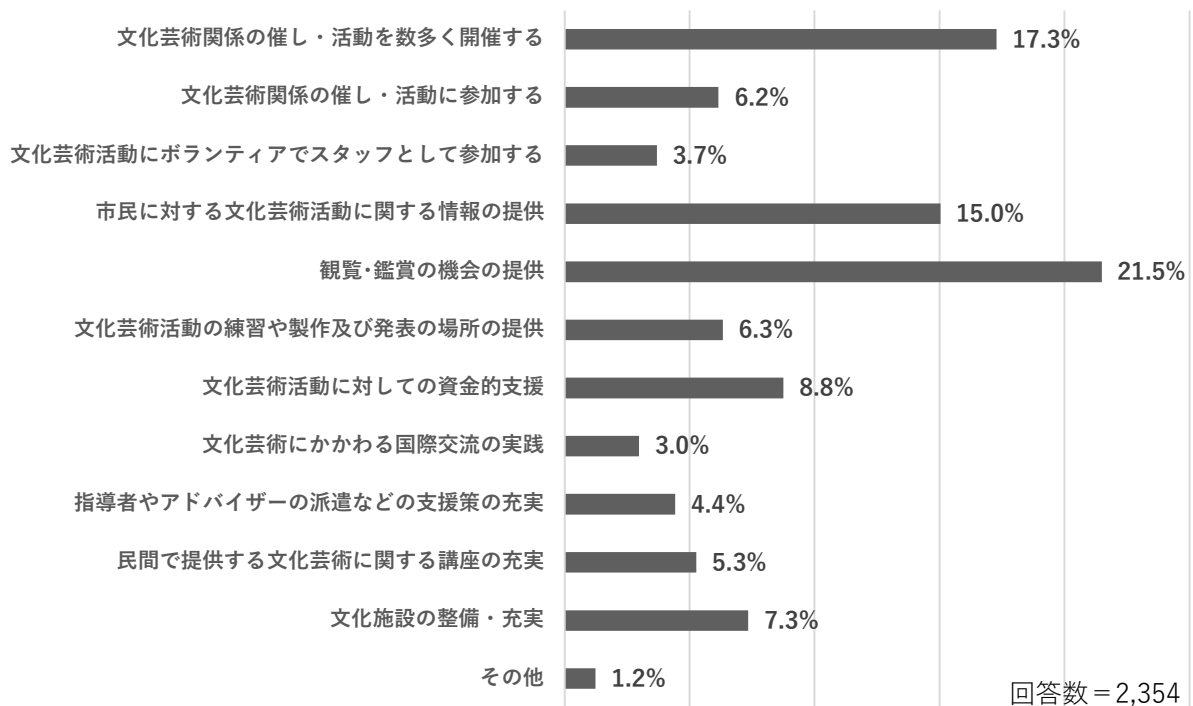


回答数 = 79

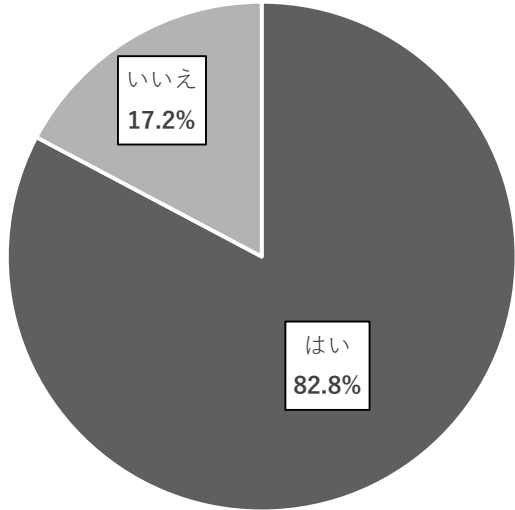
問 13 あなたは、市民の文化芸術活動がもっと盛んになるために、市が行うものとして何が重要だと思いますか。（複数回答）



問 14 あなたは、市民の文化芸術活動がもっと盛んになるために、市民や文化芸術団体、企業などの民間が行うものとして何が重要だと思いますか。（複数回答）



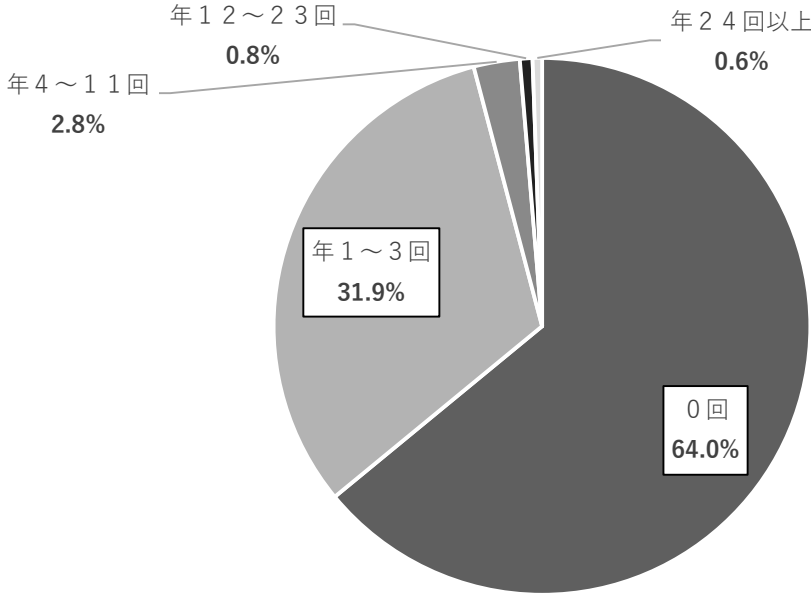
問 15	新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会情勢が変化している中であっても、文化芸術は必要だと思いますか。
------	--



回答数 = 916

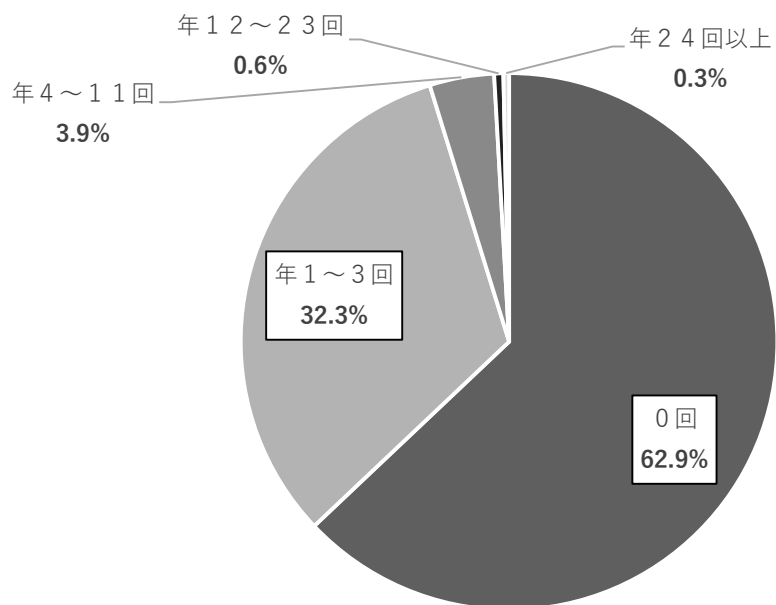
問 16	本市の以下の文化施設を年間何回利用されていますか。それぞれについて教えてください。（鑑賞のみ及びスタッフ・演者としての活動を含みます）
------	---

(1) サポートホール高松（会議室・練習室を含みます）
 ※休館前の状況で御回答ください。



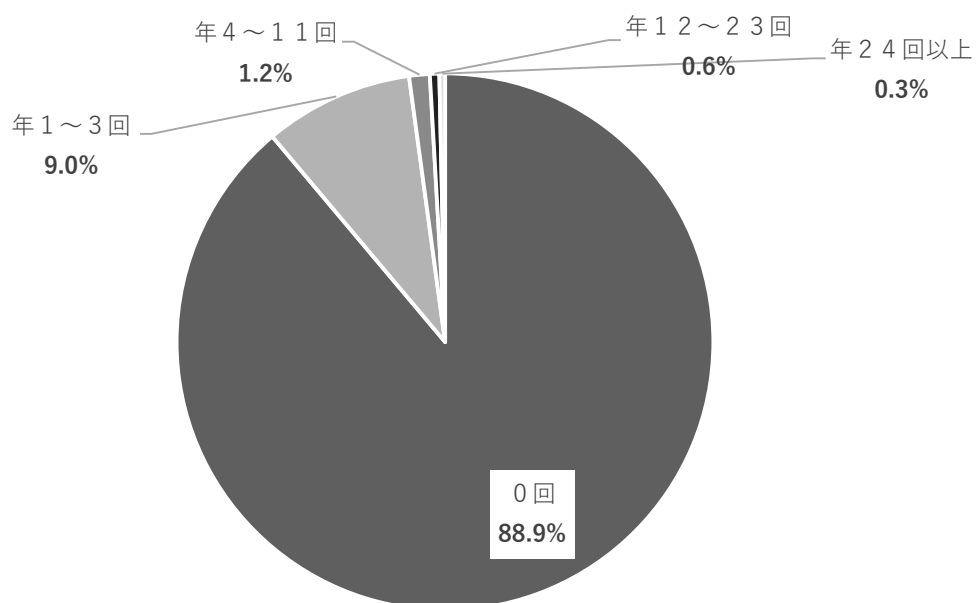
回答数 = 904

(2) 高松市美術館



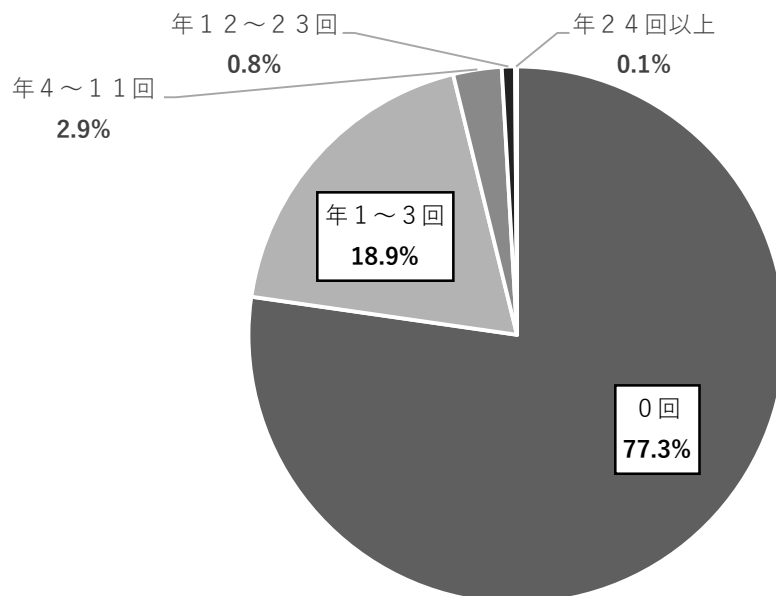
回答数 = 901

(3) 生涯学習センター（まなびCAN）



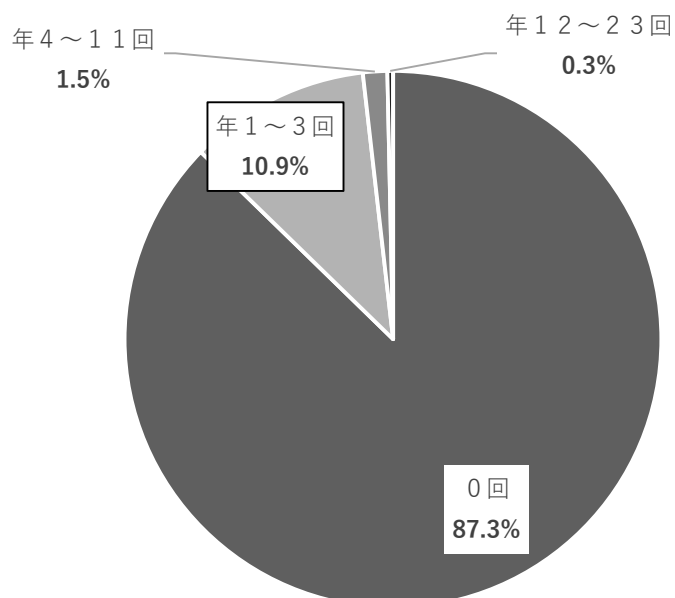
回答数 = 890

(4) 瓦町FLAG (8F) 市民交流プラザ IKODE瓦町
アートステーション



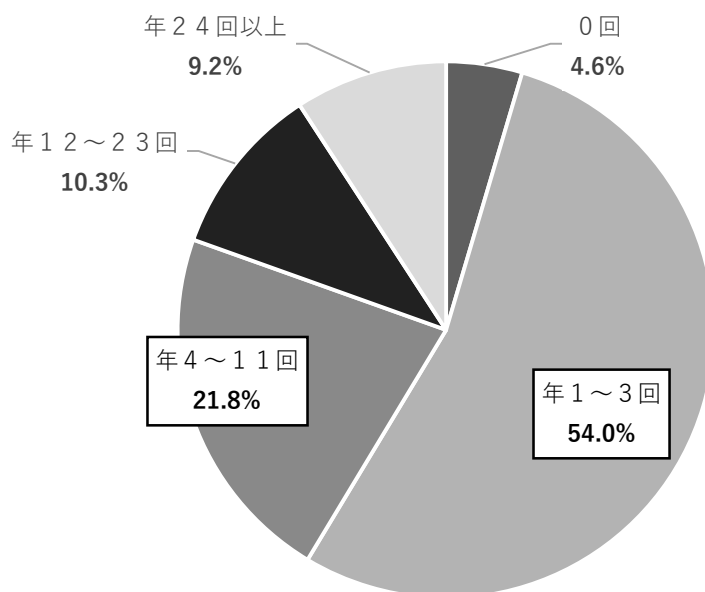
回答数=889

(5) 高松国分寺ホール



回答数=889

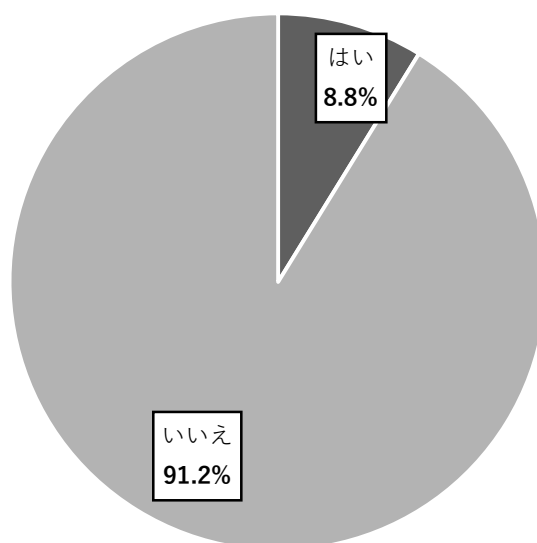
(6) その他



回答数 = 87

問 17 オルタナティブ・スペース※を御存知ですか。

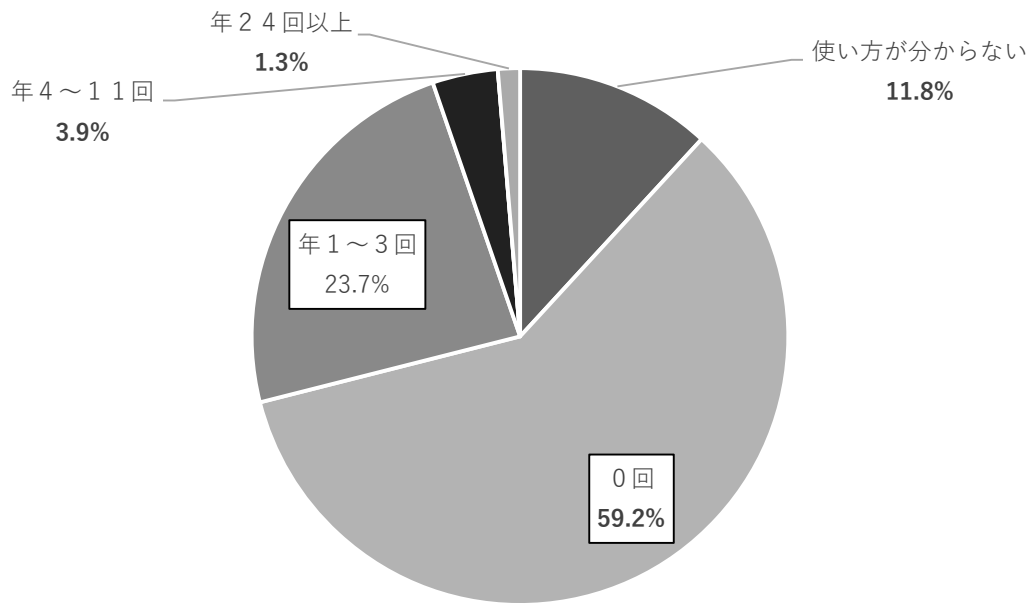
※芸術分野で従来使われてきた美術館や劇場等の施設や場所以外の表現空間（例：使われなくなった倉庫、工場、校舎、飲食店の店舗の一画等）



回答数 = 908

問 18

問 17 で「はい」と回答した方にお聞きします。オルタナティブ・スペースを年間何回利用されていますか。



回答数 = 76

問 19	本市の文化芸術の現状や課題、文化芸術活動の先にある目指すべきまちのイメージ、あなたが 実際に参加してみたい、又は、あればいいと思う文化芸術に関する催し・活動など、御意見を御自由に御記入ください。
------	---

(主な意見)

【行政】

- ・文化芸術に関する情報発信の強化
- ・文化施設への交通アクセスの改善、無料駐車場の充実
- ・施設の新設等に多額の税金を投入せず、今あるものを用いての文化芸術振興
- ・明確な目標を定めた事業の推進
- ・市内アーティストに対する支援の充実
- ・アーツカウンシルの構築

【子ども・学校】

- ・子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実
- ・乳幼児も参加できる催しの充実
- ・芸術士の派遣範囲の拡大
- ・学校における文化芸術教育の導入

【障がい者】

- ・障がいのある方でも文化芸術活動に参加できる工夫

【地域】

- ・作品展示場所や練習場の充実
- ・コミュニティセンターでの活動の発信
- ・中心市街地へのアクセスの改善

【伝統文化】

- ・伝統文化の情報発信
- ・伝統工芸の保存と継承

【瀬戸内国際芸術祭】

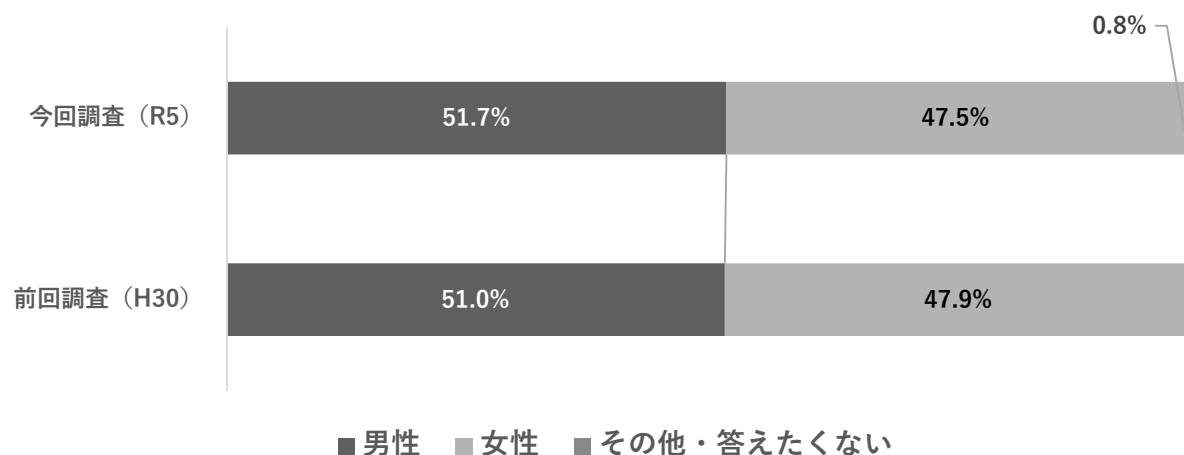
- ・芸術祭を契機とした、芸術家の移住促進の取組
- ・芸術祭とは異なる層の集客の見込めるイベントの開催

【その他】

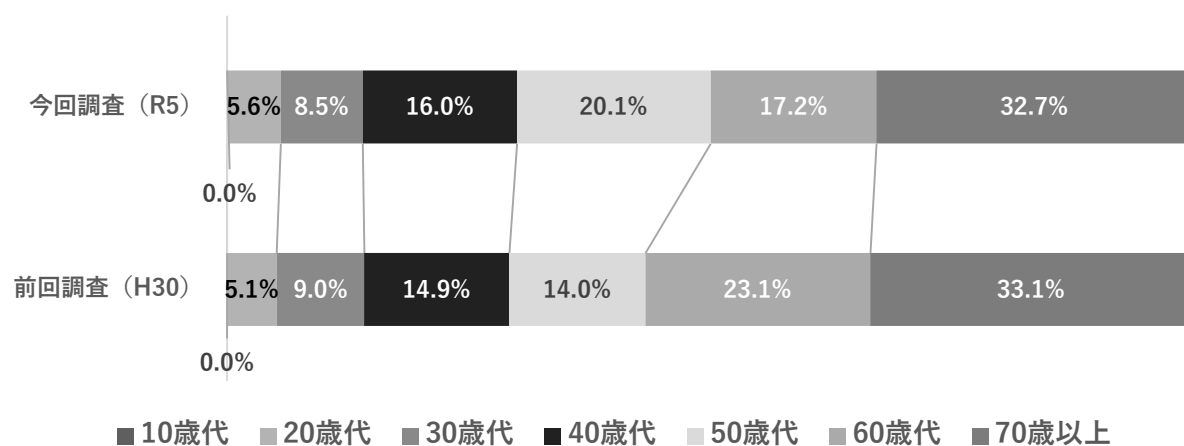
- ・著名な展覧会、オーケストラ等の招聘
- ・芸術大学の設立または誘致
- ・文化芸術活動が自由に行える広場や通りの設置
- ・文化芸術を鑑賞する側の育成
- ・文化芸術活動に参加するハードルを下げる

高松市文化芸術振興計画の数値目標等に関する前回調査との比較

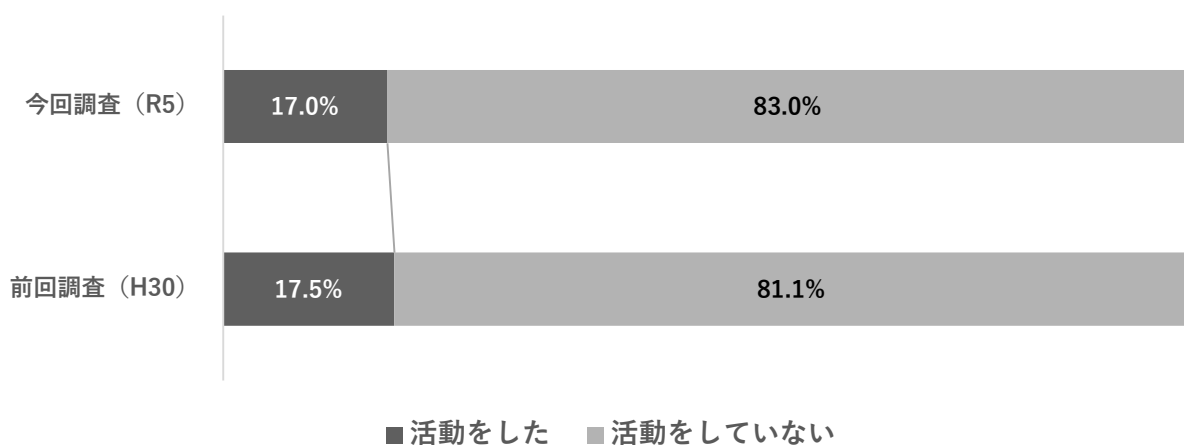
【回答者の性別】



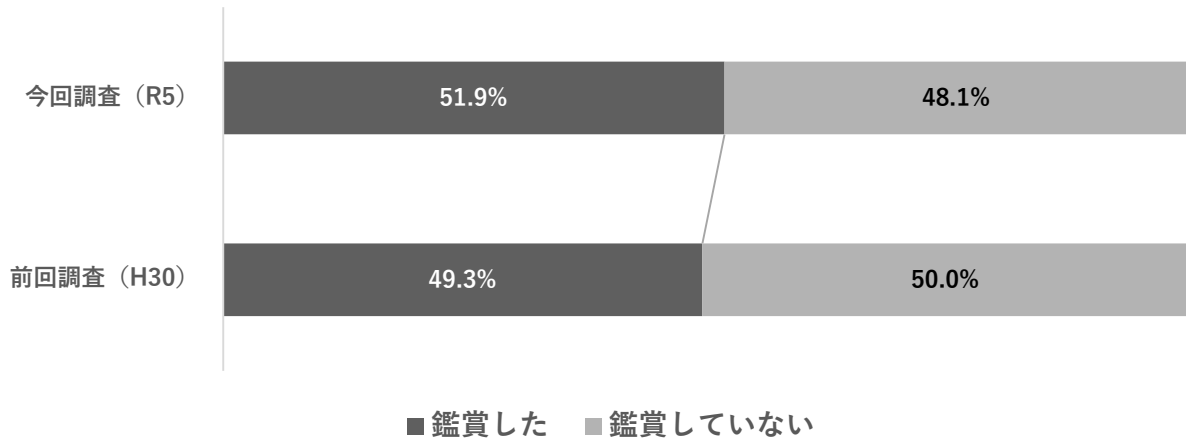
【回答者の年齢】



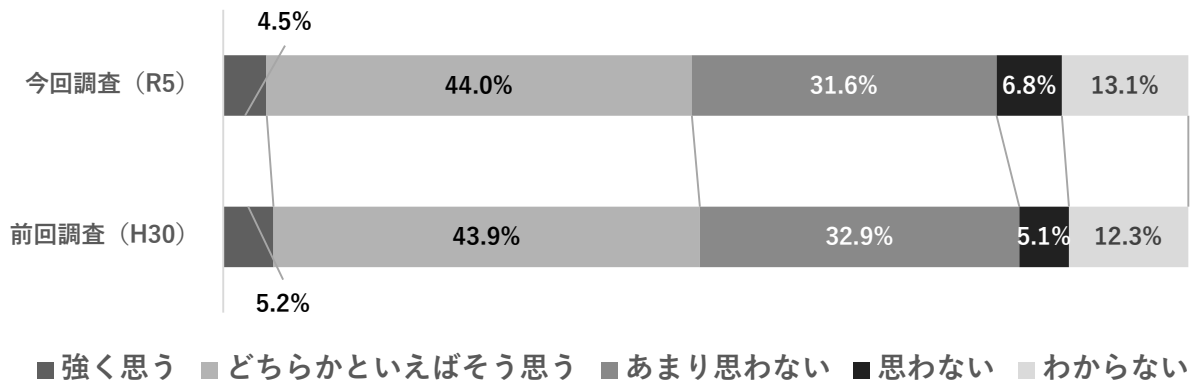
【自分自身が文化芸術活動をした人の割合】



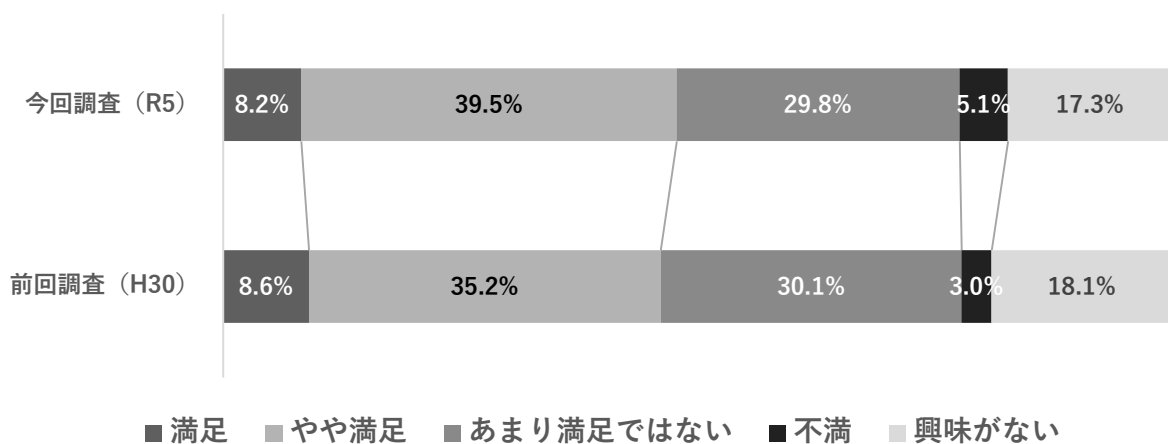
【文化芸術を鑑賞した人の割合】



【文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合】



【市の取組に対し満足だと思う人の割合】



※クロス集計等は高松市公式 HP（もっと高松）にて公開しております。

-MEMO-

-MEMO-

-MEMO-

第3期高松市文化芸術振興計画

発行 令和6年4月

編集 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部
文化芸術振興課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2636 FAX 087-839-2659

E-mail bunka@city.takamatsu.lg.jp

創造都市 | 高松

CREATIVE CITY TAKAMATSU